

埼玉県議会時報

No.283 / 令和3年12月定例会

埼玉県議会事務局

 彩の国 埼玉県



目 次

12月定例会

12月定例会のあらまし	1
12月定例会会期日程	2
12月定例会の経過	3
議員顕彰.....	13
議席一覧表	15
会派構成	15
正副議長	15
委員会委員名簿	16
知事提案説明	20
説明者一覧	23
質疑質問	24
委員長報告	35
議案の審議結果（知事提出議案、議員提出議案）.....	52
請願の審査結果	65
陳情受付状況	66
閉会中における特定事件一覧表	68
閉会中の委員会活動	70
議会日誌	72
請願案内・傍聴案内	

12月定例会のあらまし



議長 梅澤 佳一



副議長 岡地 優

令和3年12月定例会について、御報告いたします。

令和3年12月定例会を12月2日(木)から12月22日(水)まで開催しました。知事から議案32件、議員から議案9件がそれぞれ提出され、9月定例会から継続している議案3件を含め、計44議案について審議の上、採決を行いました。

その結果、知事提出議案では、「令和3年度埼玉県一般会計補正予算(第12号)」など19件を原案どおり可決、「埼玉県5か年計画の策定及び埼玉県防犯のまちづくり推進計画等の変更について」を修正可決、「令和2年度埼玉県の一般会計及び特別会計決算の認定について」など2件を認定、「専決処分の承認を求めることについて(控訴の提起)」を承認、「埼玉県教育委員会委員の任命について」など12件に同意しました。議員提出議案では、「埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例」など9件を原案どおり可決しました。

このほかに請願3件を審査し、不採択としました。

また、議会の運営に関する事項や議案を審査するため、議会運営委員会を招集告示日の11月25日(木)と会期中4日、計5日にわたって開催いたしました。

住民の意思を代表する議会として、今後とも、県政発展のため努力してまいります。

12月定例会

令和3年12月定例会会期日程

自 12月2日
至 12月22日 21日間

日次	月日	曜	開会時刻	摘 要
第1日	12月2日	木	午前10時	開会、知事提出議案の報告、上程
第2日	12月3日	金		議案調査
第3日	12月4日	土		休日休会
第4日	12月5日	日		”
第5日	12月6日	月		議案調査
第6日	12月7日	火		”
第7日	12月8日	水	午前10時	知事提出議案に対する質疑並びに県政に対する質問
第8日	12月9日	木	”	”
第9日	12月10日	金	”	”
第10日	12月11日	土		休日休会
第11日	12月12日	日		”
第12日	12月13日	月	午前10時	知事提出議案に対する質疑並びに県政に対する質問
第13日	12月14日	火	”	” 議案及び請願の委員会付託
第14日	12月15日	水		議案調査
第15日	12月16日	木		委員会
第16日	12月17日	金		委員会・議案調査
第17日	12月18日	土		休日休会
第18日	12月19日	日		”
第19日	12月20日	月		委員会（特別）
第20日	12月21日	火		議案調査
第21日	12月22日	水	午前10時	委員長報告、質疑、討論、採決、閉会

12月定例会の経過

12月定例会の経過

議 運 日 誌



議会運営副委員長
宇田川 幸夫



議会運営委員長
立石 泰広



議会運営副委員長
江原 久美子

午後2時開会

- 1 12月定例会の付議予定議案について、砂川副知事及び企画財政部長から説明。
- 2 請願の受付状況について、議事課長から説明。
- 3 質疑質問者数、質疑質問日数及び会派別日別質疑質問者の割り振りは次のとおりとすることを了承。

会派	第1日	第2日	第3日	第4日	第5日	計
自 民	1	1	1	2	3	8
県 民	1		1			2
民主フォーラム	1		1			2
公 明		1				1
共 産 党		1		1		2
改 革						
無 所 属						
計	3	3	3	3	3	15

- 4 質疑質問者氏名、質問形式及び質問日の報告期限は、開会日前日に当たる12月1日(水)の正午までとすることを了承。
- 5 12月定例会の会期予定は、委員長案を基に協議した結果、12月2日から12月22日までの21日間とすることを了承。
- 6 発言通告書の提出期限は、先例どおり、一括質問・一括答弁式で行われる質疑・質問については、休日を除き、発言の2日前の正午まで、一問一答式で行われる質疑・質問については、休日を除き、発言の3日前の正午までとすることを確認。
- 7 12月定例会会期中の新型コロナウイルス感

染防止の対応について、次のとおり申し合わせるるとともに、執行部に対しても協力を要請することを了承。

(1) 本会議における対応

- ア 議員及び執行部の出席については、通常どおりとする。
- イ 議長席、演壇及び一般質問（一問一答式）の質問者席に透明なアクリル板を設置し、その場におけるマスクの着脱を可能とする。
- ウ 傍聴者は、傍聴席の間隔を広げての着席を促す。傍聴者が多数の時は、一部委員会室でのモニター傍聴とする。

(2) 委員会における対応

- ア 原則ドアは開放し、おおむね30分ごとに窓を開け、換気する。
- イ 執行部の出席は、必要最小限の出席者とするよう要請する。
- ウ 傍聴者については、傍聴席の間隔を広げての着席を促す。

- 8 去る10月28日、全国都道府県議会議長会から、在職10年以上の議員として井上航議員、日下部伸三議員、水村篤弘議員、村岡正嗣議員、白土幸仁議員、小川真一郎議員、齊藤邦明議員、武内政文議員、須賀敬史議員、新井一徳議員、高木真理議員、山本正乃議員が、それぞれ自治功労により表彰された。

については、開会日の本会議において、この旨の報告を行うことを了承。

- 9 本会議のテレビ放送予定を了承。また、テレビ広報番組「こんにちは県議会です」を制作し、放映することを説明。
- 10 2月定例会で当初予算議案の提出が見込まれることから、例年同様、予算特別委員会を設置することを了承。今後の議運で予算特別委員会設置に向けた協議を行っていくことを了承。
- 11 執行機関の附属機関等委員について、梅澤佳一議員が、埼玉県都市計画審議会及び埼玉県私立学校助成審議会の委員を辞任したことに伴い、自民に後任の氏名報告を依頼し、埼玉県都市計画審議会委員に美田宗亮議員、埼

玉県私立学校助成審議会委員に高橋政雄議員を推薦したこと報告し、了承。

12 一般質問における一問一答式の待機席の取扱いについて、執行部から、警察本部長や教育長等、議長から見て左側の席の答弁者は、待機席に移動せず、自席から演壇に移動したい旨の申出があり、申出のとおり、取扱いを変更することを了承。

13 ペーパーレス会議システムに係るアンケートの集計結果について、議事課長から説明。

同システムの運用については、アンケート結果を踏まえ、今後も協議していくことを了承。

14 自民から、本県議会の議会運営について、本会議及び委員会における1回当たりの会議時間の目安、休憩及び再開時間の明示化について提案があり、今後の議運で協議することとした。

午後2時31分閉会

■ 第1日〔12月2日(木)〕

◆◆◆◆◆ 代 表 者 会 議 ◆◆◆◆◆

午前9時2分開会

- 1 知事追加提出議案(人事議案)について、知事から説明。
- 2 埼玉県議会議員表彰の概要及び伝達式等について、総務課長から説明し、了承。

午前9時4分休憩

午前9時5分再開

午前9時7分閉会

議 運 日 誌 (第1回)

午前9時29分開会

- 1 知事追加提出議案について、砂川副知事から説明。
- 2 会派別所属議員数の変更に伴い、自民及び県民の議席の枠を変更することを了承し、これを受けて、自民及び県民の議席を変更することを了承。

また、これに伴う氏名柱及び登退庁ランプ

の調整については、本日の本会議散会後に行うことを了承。

3 本定例会において質疑質問を行う議員の氏名を確認し、発言順位の調整を行った。

その結果は次のとおりである。

月日(曜)	発言順位	議席番号	氏名	会派名	質問形式
12月8日(水)	1	68	須賀 敬史	自 民	一問一答
	2	13	平松 大佑	県 民	一問一答
	3	92	木村 勇夫	民主フォーラム	一 括
12月9日(木)	1	7	阿左美健司	自 民	一 括
	2	40	安藤 友貴	公 明	一 括
	3	60	秋山 文和	共 産 党	一問一答
12月10日(金)	1	18	山口 京子	自 民	一 括
	2	14	柿沼 貴志	県 民	一問一答
	3	41	辻 浩司	民主フォーラム	一問一答
12月13日(月)	1	19	千葉 達也	自 民	一問一答
	2	43	前原かづえ	共 産 党	一 括
	3	34	美田 宗亮	自 民	一問一答
12月14日(火)	1	32	木下 博信	自 民	一問一答
	2	51	永瀬 秀樹	自 民	一 括
	3	81	神尾 高善	自 民	一 括

4 意見書・決議案について、各会派から提出するものは、件名を質疑質問の中日・12月10日(金)、案文を質疑質問の最終日・12月14日(火)、それぞれ午後5時までに議運委員長に提出し、各会派間において意見調整を必要とするものについては、正副委員長に一任することを了承。

また、委員会から提出するものは、最終日・12月22日(水)の朝までに議運委員長に報告することを了承。

5 埼玉県議会議員表彰内規に基づく議員表彰(長峰宏芳議員)は、最終日の本会議冒頭に行うことを了承。

6 予算特別委員会について、委員長案として予算特別委員会設置要綱(案)及び議会運営委員会決定事項(案)を配布。各会派に持ち帰り検討の上、今後の議運で協議することを了承。

7 執行機関の附属機関等委員について、杉田茂実議員が、埼玉県都市計画審議会の委員を辞任したことに伴い、県民に後任の氏名報告を依頼し、八子朋弘議員を推薦したことを報告し、了承。

- 8 本日の議事日程を確認。
- 9 県政記者クラブ加盟社が、本定例会の本会議をテレビ取材することを了承。
午前9時47分散会

〔本会議〕

本日招集の令和3年12月定例会は、午前10時1分に開会され、直ちにこの日の本会議が開かれた。

まず、本日付けで議席の変更を行った旨の報告がなされた。

次に、

49番 岡田 静佳 議員

50番 細田 善則 議員

の2名が会議録署名議員に指名された後、本定例会の会期は、本日から12月22日までの21日間とすることに決定された。

次に、諸報告に入り、

- 1 全国都道府県議会議長会自治功労表彰議員
- 2 9月定例会において可決した意見書・決議の処理結果
- 3 埼玉県環境基本条例第8条の規定に基づく年次報告
- 4 現金出納検査結果（令和3年9月分）
- 5 地方自治法第121条第1項の規定に基づく説明者の報告がなされた。

次に、本定例会に知事から提出された議案19件の報告がなされた後、知事提出議案が一括上程され、知事の提案説明が行われた。

●会議時間及び出席議員数

午前10時1分開会 午前10時16分散会

出席議員87人 欠席議員1人

（令和3年12月2日現在在職議員88人）

■ 第2日〔12月3日（金）〕

議案調査

■ 第3日〔12月4日（土）〕

休日休会

■ 第4日〔12月5日（日）〕

休日休会

■ 第5日〔12月6日（月）〕

議案調査

■ 第6日〔12月7日（火）〕

議案調査

■ 第7日〔12月8日（水）〕

議 運 日 誌

午前9時31分開会

- 1 知事追加提出議案について、砂川副知事及び企画財政部長から説明。
- 2 杉田茂実委員に替わり、醍醐清議員を図書室委員に任命することを了承。
- 3 本会議及び委員会において、開会及び再開後おおむね60分を目途に、10分以上の休憩を取ることに、また、休憩の際は、休憩時間又は再開予定時刻を発言すること、各会派における会議、職員等のヒアリングなどもこれに準ずる旨、申し合わせることを了承し、本日の本会議から実施することを説明。
- 4 本日の議事日程を確認。
- 5 自民から、埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例に関する条例案を議員提出議案として提案したい旨の発言がなされ、条例案の概要を配布し、この件について、今後の議運で協議することを了承。
午前9時43分散会

〔本会議〕

午前10時1分、この日の本会議が開かれ、まず、醍醐清議員の図書室委員の任命が行われた。

次に、本定例会に提出された請願3件の報告が行われた。

次に、知事提出議案に対する質疑並びに県政に対する質問に入り、この日は、

68番 須賀 敬史 議員（自民）

13番 平松 大佑 議員（県民）

92番 木村 勇夫 議員（民主フォーラム）

が順次登壇した。

●会議時間及び出席議員数

午前10時1分開議 午前10時55分休憩

午前11時6分再開 午前11時23分休憩

午後1時2分再開 午後2時7分休憩
午後2時17分再開 午後2時47分休憩
午後3時21分再開 午後4時19分休憩
午後4時30分再開 午後4時42分散会
出席議員86人 欠席議員2人

■ 第8日〔12月9日(木)〕

〔本会議〕

午前10時3分、この日の本会議が開かれ、質疑質問が続行された。

この日は、

7番 阿左美 健 司 議員(自民)
40番 安 藤 友 貴 議員(公明)
60番 秋 山 文 和 議員(共産党)

が順次登壇した。

●会議時間及び出席議員数

午前10時3分開議 午前11時2分休憩
午後1時再開 午後2時休憩
午後2時11分再開 午後2時28分休憩
午後3時再開 午後4時休憩
午後4時11分再開 午後4時33分散会
出席議員86人 欠席議員2人

■ 第9日〔12月10日(金)〕

〔本会議〕

午前10時1分、この日の本会議が開かれ、質疑質問が続行された。

この日は、

18番 山 口 京 子 議員(自民)
14番 柿 沼 貴 志 議員(県民)
41番 辻 浩 司 議員(民主フォーラム)

が順次登壇した。

●会議時間及び出席議員数

午前10時1分開議 午前10時59分休憩
午前11時10分再開 午前11時28分休憩
午後1時2分再開 午後2時2分休憩
午後2時13分再開 午後2時34分休憩
午後3時1分再開 午後4時2分休憩
午後4時13分再開 午後4時35分散会
出席議員87人 欠席議員1人

■ 第10日〔12月11日(土)〕

休日休会

■ 第11日〔12月12日(日)〕

休日休会

■ 第12日〔12月13日(月)〕

〔本会議〕

午前10時1分、この日の本会議が開かれ、質疑質問が続行された。

この日は、

19番 千 葉 達 也 議員(自民)
43番 前 原 かづえ 議員(共産党)
34番 美 田 宗 亮 議員(自民)

が順次登壇した。

●会議時間及び出席議員数

午前10時1分開議 午前10時58分休憩
午前11時8分再開 午前11時20分休憩
午後1時1分再開 午後2時1分休憩
午後2時13分再開 午後2時34分休憩
午後3時11分再開 午後4時5分休憩
午後4時16分再開 午後4時39分散会
出席議員86人 欠席議員2人

■ 第13日〔12月14日(火)〕

議 運 日 誌 (第1回)

午前9時30分開会

1 知事追加提出議案(第170号議案)の取扱いについて

(1) 本日の本会議冒頭に上程、提案説明を行い、一般質問3人目終了後に質疑を行うことを了承。

(2) 質疑がある場合には次のとおりとすることを了承。

ア 各会派及び無所属のそれぞれ1人以内

イ 質疑時間は1人5分以内

ウ 再質疑及び再々質疑は、先例のとおり良識の範囲内

エ 発言順序は多数会派順

オ 発言通告書の提出期限は、次の本会議休憩中速やかに

2 予算特別委員会の附帯決議について、知事から議長宛てに、報告したい旨の申出があつ

たことを報告。

この件について、地方創生・行財政改革特別委員会において、執行部が報告を行うことを了承。

3 議案（第151号議案～第169号議案）及び請願を、付託表のとおり各委員会に付託することを了承。

4 去る12月8日(水)の議運で自民から提案のあった条例案が提出されたことを報告。

(1) 案文及び提案者を確認。

(2) 議第51号議案は提案者を代表して72番宇田川幸夫議員が提案説明を行うことを了承。

(3) 議案の上程及び提案説明は一般質問1人目終了後、議案に対する質疑は一般質問3人目終了後に、知事追加提出議案（第170号議案）と併せて行うことを了承。

(4) 質疑がある場合には次のとおりとすることを了承。

ア 各会派及び無所属のそれぞれ1人以内

イ 質疑時間は1人5分以内

ウ 再質疑及び再々質疑は、先例のとおり良識の範囲内

エ 発言順序は多数会派順

オ 発言通告書の提出期限は、議案の提案説明終了後の休憩中速やかに

5 各会派から提出された意見書・決議案の件名を確認。

6 去る12月2日(木)に提示した予算特別委員会設置要綱（案）及び議会運営委員会決定事項（案）について意見交換した結果、案のとおり決定。

埼玉県議会予算特別委員会設置要綱（案）

1 目的

令和4年度当初予算の総合的審査及び関連する事項の調査のため特別委員会を設置する。

2 名称

埼玉県議会予算特別委員会

3 設置の根拠

地方自治法第109条及び埼玉県議会委員会条例第3条による。

4 権限

令和4年度埼玉県一般会計予算（当初）、令和4年度埼玉県特別会計予算（当初）及び令和4年度埼玉県公営企業会計予算（当初）の審査並びにこれらに関連する事項の調査を行う。

5 委員会の組織

(1) 委員は、32人とし、委員長1人、副委員長2人を置く。

(2) 委員は、各会派の所属議員数の比率により、議長が会議に諮って選任する。

(3) 委員会の円滑な運営を図るため理事会を設置する。

(4) 理事会は、委員長、副委員長及び理事で構成し、委員長が招集する。理事は、各会派の所属委員数の比率により割り当てる。

6 審査の方法

(1) 審査は、部局別質疑、総括質疑、討論、採決の順序で行うものとする。

(2) 部局別質疑は、一問一答の方式とし、発言通告によらずに質疑できるものとする。

(3) 総括質疑は、一問一答の方式とし、質疑通告書をあらかじめ提出するものとする。

7 その他

この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員会の決定による。

議会運営委員会決定事項（案）

1 日程

部局別質疑は5日以内、総括質疑は1日、討論及び採決は1日とする。

2 質疑時間

(1) 部局別質疑

ア 部局別質疑の質疑時間は、1部局当たり2時間30分以内を単位とし、複数の部局を審査する場合においても同様とする

イ 質疑時間は、質疑委員の発言時間

と答弁者の発言時間とを合わせたもの（答弁に付随する時間を含む。）とする。

ウ 質疑時間は、会派別に割り振る。会派別質疑時間は各会派の所属委員数で比例按分したものとする。

エ 会派は、一つの部局における会派の質疑時間の一部を、同日の他の部局における会派の質疑時間に移すことができる。

(2) 総括質疑

ア 総括質疑の質疑時間は5時間とする。

イ 質疑時間は、質疑委員の発言時間と答弁者の発言時間とを合わせたもの（答弁に付随する時間を含む。）とする。

ウ 質疑時間は、会派別に割り振る。会派別質疑時間は各会派の所属委員数で比例按分したものとする。

なお、設置の件は最終日の本会議で諮ることを了承。

7 模擬オンライン委員会の開催について、議会改革の基本方針に基づき、オンライン委員会の実施体制が整備されたことに伴い、12人の委員をもって、令和4年1月中に開催することを了承。

また、委員配分は次のとおりとし、委員名簿は12月20日(月)正午までに提出することを了承。

会派 委員会	自民	県民	民主 フォーラム	公明	共産党	改革	無所属	計	定数
模擬オンライン	7	2	1	1	1			12	12

8 委員長から、一括式の質疑質問における再質問及び再々質問について、どの項目、どの答弁者かをはっきりと発言する旨、各会派で周知するよう依頼。

9 次の本会議休憩までの議事日程を確認。
午前9時42分休憩

〔本会議〕

午前10時、この日の本会議が開かれ、まず、監査結果報告（埼玉県さいたま県税事務所ほか43か所）及び陳情の報告が行われた。

次に、知事追加提出議案（第170号議案）の報告、上程がなされ、知事の提案説明が行われた。

次に、質疑質問が続行され、

32番 木下博信議員（自民）が登壇した。

次に、議員から提出された議第51号議案の報告、上程がなされ、72番宇田川幸夫議員（自民）が提案説明を行い、午前11時53分、一旦休憩した。

議 運 日 誌 (第2回)

午後0時18分再開

1 第170号議案及び議第51号議案について

(1) 質疑について、次のとおり確認。

ア 16番中川浩議員（改革）が第170号議案に対する質疑を行う。

イ ほかに質疑はない。

(2) 付託表のとおり、各委員会に付託することを了承。

2 今後の議事日程を確認。

午後0時20分散会

〔本会議〕

午後1時2分、本会議が再開され、質疑質問が続行され、

51番 永瀬秀樹議員（自民）

81番 神尾高善議員（自民）

が順次登壇し、本定例会の質疑質問は終了した。

次に、第170号議案及び議第51号議案に対する質疑に入り、第170号議案に対して16番中川浩議員（改革）が質疑を行い、これに対し、知事が答弁を行った。

次に、本定例会に提出された第151号議案～第170号議案及び議第51号議案並びに請願が各所管の委員会に付託された。

●会議時間及び出席議員数

午前10時開議 午前10時59分休憩

午前11時10分再開 午前11時53分休憩

午後1時2分再開 午後2時4分休憩

午後3時3分再開 午後3時58分休憩

午後4時10分再開 午後4時28分散会
出席議員87人 欠席議員1人

■ 第14日〔12月15日(水)〕

議案調査

■ 第15日〔12月16日(木)〕

〔常任委員会〕

この日は、企画財政、総務県民生活、環境農林、福祉保健医療、産業労働企業、県土都市整備、文教及び警察危機管理防災の各常任委員会が開かれた。

■ 第16日〔12月17日(金)〕

〔委員会〕・議案調査

この日は、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会が開かれた。

■ 第17日〔12月18日(土)〕

休日休会

■ 第18日〔12月19日(日)〕

休日休会

■ 第19日〔12月20日(月)〕

〔特別委員会〕

この日は、自然再生・循環社会対策、地方創生・行財政改革、公社事業対策、少子・高齢福祉社会対策、経済・雇用対策、危機管理・大規模災害対策、人材育成・文化・スポーツ振興、決算及び5か年計画の各特別委員会が開かれた。

■ 第20日〔12月21日(火)〕

議案調査

■ 第21日〔12月22日(水)〕

議 運 日 誌 (第1回)

午前9時30分開会

1 木下高志議員の逝去について、本会議において、黙とうの後、哀悼の辞及び哀悼決議を行い、哀悼の辞を岡重夫議員が行うことを了承。

また、哀悼決議は、議会運営委員の連名で

提出することとし、案文及び提案者を確認し、正規の手続きを省略して、直ちに採決することを了承。

2 常任委員の所属変更について、次のとおり了承。

杉田茂実議員(自民)

企画財政 → 産業労働企業

3 各常任委員会、5か年計画特別委員会及び決算特別委員会の審査結果を確認。

4 決算特別委員会に係る資料として、「決算特別委員会改善又は検討を要する事項」を議場に配布することを了承。

5 討論を行いたい旨の申出があった請願3件について協議した結果、いずれも討論は行わないことを決定。

6 議会運営委員会の閉会中の特定事件を決定。

7 調整後の意見書・決議案の件名を確認。

8 予算特別委員会について

(1) 付託事件(令和4年度当初予算の総合的審査及び関連する事項の調査の件)を閉会中の継続審査とすることを了承。

(2) 委員を別紙のとおり選任することを了承。(19ページ参照)

(3) 委員会の設置、付託事件、付託事件の継続審査決定及び委員の選任については、委員長報告終了後に異議なし採決により諮ることを了承。

なお、正副委員長互選のための委員会を、次の本会議休憩中に開会することを了承。

9 模擬オンライン委員会の委員を以下のとおり選任することを了承。

委員会名 (定数)	委 員
模 擬 オ ン ラ イ ン (12)	逢澤圭一郎(自 民)
	渡辺 大(自 民)
	吉良 英敏(自 民)
	浅井 明(自 民)
	細田 善則(自 民)
	荒木 裕介(自 民)
	白土 幸仁(自 民)
	平松 大佑(県 民)
	江原久美子(県 民)
	白根 大輔(民注フォーラム)
	萩原 一寿(公 明)
	秋山 文和(共 産 党)

なお、委員長に荒木裕介議員、副委員長に吉良英敏議員を選任することです承。

10 ペーパーレス会議システムの令和4年度の実施方法について、令和5年度に予定されている次期議会情報ネットワークの更新までは、紙資料を一部残した形で実施することです承。

なお、紙として残す資料については、令和4年2月定例会の議運で決定することを説明。

11 次の本会議休憩までの議事日程を確認。

午前9時46分休憩

〔本 会 議〕

午前10時2分、この日の本会議が開かれ、まず、木下高志議員が去る12月16日に逝去されたことが報告され、黙とうの後、議員を代表して

47番 岡 重夫 議員
から、哀悼の辞が述べられた。

次に、木下高志議員の逝去に対し弔意を表すため、立石泰広議員ほか16名の議員から提出された議第52号議案（哀悼決議）が報告、上程され、即決の結果、原案のとおり可決された。

次に、常任委員の所属変更が次のとおり行われた。

杉 田 茂 実 議員（自民）
企 画 財 政 → 産 業 労 働 企 業

次に、現金出納検査結果報告（令和3年10月分）がなされた。

次に、各常任委員会、5か年計画特別委員会及び決算特別委員会の審査結果報告（文書）が行われた後、第118号議案～第120号議案、第151号議案～第170号議案及び議第51号議案並びに請願が一括上程され、各常任委員長、5か年計画特別委員長及び決算特別委員長の審査経過報告（口頭）に入り、

千 葉 達 也 企 画 財 政 副 委 員 長
関 根 信 明 総 務 県 民 生 活 副 委 員 長
橋 詰 昌 児 環 境 農 林 副 委 員 長
渡 辺 大 福 祉 保 健 医 療 副 委 員 長
松 井 弘 産 業 労 働 企 業 副 委 員 長
萩 原 一 寿 県 土 都 市 整 備 副 委 員 長
山 口 京 子 文 教 副 委 員 長
権 守 幸 男 警 察 危 機 管 理 防 災 副 委 員 長
齊 藤 正 明 5 か 年 計 画 特 別 委 員 長
齊 藤 邦 明 決 算 特 別 委 員 長

が順次登壇した。

次に、各特別委員会の付託案件が一括上程され、各特別委員長（5か年計画特別委員長及び決算特別委員長を除く。）の審査経過及び結果報告に入り、

藤 井 健 志 自然再生・循環社会対策 特別副委員長
飯 塚 俊 彦 地方創生・行財政改革 特別副委員長
浅 井 明 公 社 事 業 対 策 特別副委員長
木 下 博 信 少 子 ・ 高 齢 福 祉 社 会 対 策 特別副委員長
宇 田 川 幸 夫 経 済 ・ 雇 用 対 策 特別副委員長
安 藤 友 貴 危 機 管 理 ・ 大 規 模 災 害 対 策 特別副委員長
松 澤 正 人 材 育 成 ・ 文 化 ・ ス ポ ー ツ 振 興 特別副委員長
小 島 信 昭 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 特別委員長

が順次登壇した。

次に、埼玉県議会予算特別委員会設置要綱（案）のとおり、予算特別委員会が設置され、令和4年度当初予算の総合的審査及び関連する事項の調査の件が付託され、閉会中の継続審査と決定された。

次に、予算特別委員が選任され、午後0時16分、一旦休憩した。

なお、本会議休憩中、正副委員長互選のための予算特別委員会が開かれた。

議 運 日 誌 (第 2 回)

午後1時59分再開

- 1 予算特別委員会において、委員長に本木茂委員が、副委員長に神尾高善委員及び田並尚明委員が、それぞれ互選されたことを報告。
- 2 各委員長の報告に対する質疑はないことを確認。
- 3 議案に対する討論について、次のとおり確認。
(1) 16番中川浩議員（改革）が、第170号議案に対し反対の立場から討論を行う。
(2) その他の議案に対する討論はない。
- 4 議案及び請願の採決区分は次のとおりであることを確認。

区 分	備 考
1 議案 (1)第169号議案	自民、県民、民主フォーラム、公明、改革、無所属は原案可決に賛成、共産党は原案可決に反対
(2)第170号議案	自民、県民、民主フォーラム、公明、共産党、無所属は原案可決に賛成、改革は原案可決に反対

(3)第118号議案の修正案	各会派、無所属とも可決に賛成
(4)第118号議案(修正部分を除く。)	各会派、無所属とも原案可決に賛成
(5)第151号議案～第168号議案及び議第51号議案	各会派、無所属とも原案可決・承認に賛成
(6)第119号議案及び第120号議案	各会派、無所属とも認定に賛成
2 請願 (1)議請第6号	自民、県民、公明は不採択に賛成、民主フォーラム、共産党、改革、無所属は不採択に反対
(2)議請第4号	自民、県民、民主フォーラム、公明は不採択に賛成、共産党、改革、無所属は不採択に反対
(3)議請第5号	自民、県民、民主フォーラム、公明、改革、無所属は不採択に賛成、共産党は不採択に反対

5 知事追加提出議案について（人事議案）

- (1) 正規の手続を省略し、直ちに採決することを了承。
- (2) 採決区分は次のとおりであることを確認。

区 分	備 考
第171号議案～第182号議案	各会派、無所属とも同意に賛成

6 議員提出議案について

- (1) 意見書案6件、決議1件の案文及び提案者を確認。
- (2) 各議案とも提案説明はないことを確認。
- (3) 各議案とも質疑はないことを確認。
- (4) 各議案とも委員会審査は省略することを確認。
- (5) 各議案とも討論はないことを確認。
- (6) 採決区分は次のとおりであることを確認。

区 分	備 考
議第53号議案～議第59号議案	各会派、無所属とも原案可決に賛成

7 埼玉県議会議員表彰について、過去の例に倣い、本会議において議長発議による表彰の決議及び表彰状の朗読を行い、受賞者が謝意を述べるという形で行うことを了承。

8 会派別所属議員数の変更に伴い、自民の議席の枠を変更することを了承し、これを受けて、自民の議席を変更することを了承。

なお、議席の一部変更については、本日の

議事の最後に行うこととし、新議席への着席は、次の議会からとすることを了承。

また、これに伴う氏名柱及び登退庁ランプの調整については、本日の本会議終了後に行うことを了承。

9 今後の議事日程を確認。

10 2月定例会の会期予定案について、2月17日(木)～3月25日(金)の日程で執行部と調整中であることを報告。

午後2時8分閉会

〔本 会 議〕

午後2時26分、本会議が再開され、まず、予算特別委員会正副委員長の互選結果報告が行われた。

次に、各委員長の報告に対する質疑はなく、続いて討論に入り、

16番 中 川 浩 議員（改革）

が討論を行った。

次に、採決が行われた結果、議案については、

原案可決	20件
承認	1件
修正可決	1件
認定	2件

請願については、

不採択	3件
-----	----

と決定された。

次に、各特別委員会の付託案件並びに議会運営委員会及び各常任委員会の特定事件が、それぞれ閉会中の継続審査とすることに決定された。

次に、知事から追加提出された第171号議案～第182号議案の報告、一括上程がなされ、即決の結果、いずれも同意することに決定された。

次に、議員から提出された議第53号議案～議第59号議案（意見書案6件、決議案1件）の報告、一括上程がなされ、提案説明は省略され、質疑はなく、委員会審査は省略され、討論もなく、採決が行われた結果、いずれも原案のとおり可決された。

次に、長峰宏芳議員の永年の功労を、決議をもって表彰することと決定した後、表彰状の朗読が行われ、受賞者が挨拶を行った。

次に、議席の一部変更が行われ、本定例会の議事は全部終了した。

最後に、知事から挨拶があり、午後2時52分、令和3年12月定例会は閉会した。

●会議時間及び出席議員数

午前10時2分開議 午前11時2分休憩

午前11時17分再開 午後0時16分休憩

午後2時26分再開 午後2時52分閉会

出席議員86人 欠席議員1人

(令和3年12月22日現在在職議員87人)

■ 会 期

12月2日(木)～12月22日(水)21日間

会期延長なし

■ 議決結果

議決件数 44件 (うち議員提出のもの9件)

原案可決 28件

承認 1件

修正可決 1件

認定 2件

同意 12件

請願件数 3件

不採択 3件



議 員 顯 彰

永年勤続（24年）



長 峰 宏 芳 議 員

全国都道府県議会議長会表彰（自治功労者）

在職10年以上



井上 航 議員



日下部 伸三 議員



水村 篤弘 議員



村岡 正嗣 議員



白土 幸仁 議員



小川 真一郎 議員



齊藤 邦明 議員



武内 政文 議員



須賀 敬史 議員



新井 一徳 議員



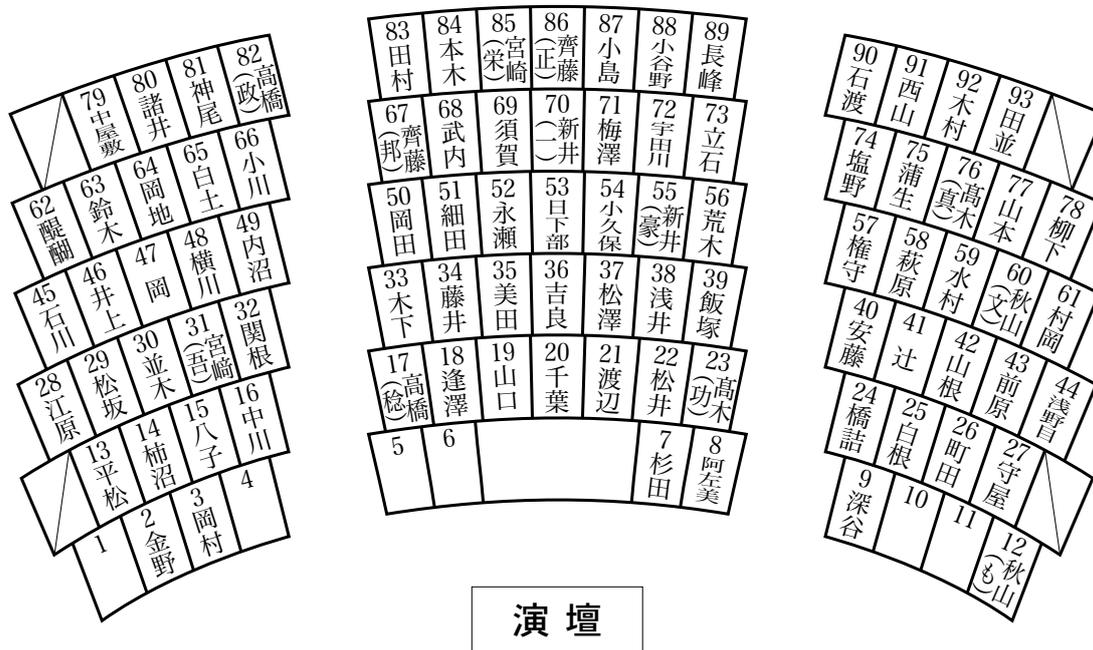
高木 真理 議員



山本 正乃 議員

議席一覽表

(3. 12. 22現在)



演壇

会派構成

自由民主党	48人	日本共産党	6人
無所属県民会議	13人	無所属改革の会	1人
埼玉民主フォーラム	9人	無所属	1人
公明党	9人	計	87人

正副議長

議長 梅澤佳一 副議長 岡地優

委員会委員名簿

(3.12.22現在)

(◎印は委員長、○印は副委員長を示す。)

議会運営委員会委員

図書室委員会委員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
議会運営 (17)	◎立石泰広 (自 民) ○宇田川幸夫 (自 民) ○江原久美子 (県 民)	橋詰 昌児 (公 明)
		松坂 喜浩 (県 民)
		石川 忠義 (県 民)
		岡田 静佳 (自 民)
		萩原 一寿 (公 明)
		秋山 文和 (共産党)
		須賀 敬史 (自 民)
		山本 正乃 (駐71-74)
		中屋敷慎一 (自 民)
		神尾 高善 (自 民)
		田村 琢実 (自 民)
		宮崎栄治郎 (自 民)
		小谷野五雄 (自 民)
		木村 勇夫 (駐71-74)

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
図書室 (14)	◎飯塚俊彦 (自 民) ○永瀬秀樹 (自 民)	山口 京子 (自 民)
		高木 功介 (自 民)
		橋詰 昌児 (公 明)
		白根 大輔 (駐71-74)
		山根 史子 (駐71-74)
		前原かづえ (共産党)
		岡 重夫 (県 民)
		醍醐 清 (県 民)
		白土 幸仁 (自 民)
		小川真一郎 (自 民)
		神尾 高善 (自 民)
		小島 信昭 (自 民)

常任委員会委員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員	委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
企画財政 (12)	◎細 田 善 則 (自 民) ○千 葉 達 也 (自 民)	中川 浩 (改 革) 白根 大輔 (駐ﾌｵｰｼﾞ) 江原久美子 (県 民) 松澤 正 (自 民) 安藤 友貴 (公 明) 白土 幸仁 (自 民) 田村 琢実 (自 民) 長峰 宏芳 (自 民) 欠 欠	産業労働 企 業 (12)	◎永 瀬 秀 樹 (自 民) ○松 井 弘 (自 民)	杉田 茂実 (自 民) 深谷 顕史 (公 明) 飯塚 俊彦 (自 民) 石川 忠義 (県 民) 岡 重夫 (県 民) 荒木 裕介 (自 民) 水村 篤弘 (駐ﾌｵｰｼﾞ) 秋山 文和 (共産党) 本木 茂 (自 民) 欠
総 務 県民生活 (12)	◎横 川 雅 也 (自 民) ○関 根 信 明 (自 民)	並木 正年 (県 民) 前原かづえ (共産党) 日下部伸三 (自 民) 醍醐 清 (県 民) 梅澤 佳一 (自 民) 宇田川幸夫 (自 民) 立石 泰広 (自 民) 蒲生 徳明 (公 明) 高木 真理 (駐ﾌｵｰｼﾞ) 欠	県土都市 整 備 (12)	◎木 下 博 信 (自 民) ○萩 原 一 寿 (公 明)	阿左美健司 (自 民) 柿沼 貴志 (県 民) 守屋 裕子 (共産党) 宮崎 吾一 (自 民) 新井 一徳 (自 民) 高橋 政雄 (自 民) 齊藤 正明 (自 民) 西山 淳次 (公 明) 木村 勇夫 (駐ﾌｵｰｼﾞ) 欠
環境農林 (11)	◎吉 良 英 敏 (自 民) ○橋 詰 昌 児 (公 明)	秋山 もえ (共産党) 平松 大佑 (県 民) 逢澤圭一郎 (自 民) 山根 史子 (駐ﾌｵｰｼﾞ) 井上 航 (県 民) 小川真一郎 (自 民) 武内 政文 (自 民) 諸井 真英 (自 民) 小島 信昭 (自 民)	文 教 (11)	◎美 田 宗 亮 (自 民) ○山 口 京 子 (自 民)	岡村ゆり子 (県 民) 八子 朋弘 (県 民) 浅井 明 (自 民) 辻 浩司 (駐ﾌｵｰｼﾞ) 新井 豪 (自 民) 岡地 優 (自 民) 塩野 正行 (公 明) 柳下 礼子 (共産党) 中屋敷 慎一 (自 民)
福 祉 保健医療 (12)	◎岡 田 静 佳 (自 民) ○渡 辺 大 (自 民)	金野 桃子 (県 民) 町田 皇介 (駐ﾌｵｰｼﾞ) 松坂 喜浩 (県 民) 藤井 健志 (自 民) 小久保憲一 (自 民) 村岡 正嗣 (共産党) 山本 正乃 (駐ﾌｵｰｼﾞ) 神尾 高善 (自 民) 小谷野五雄 (自 民) 石渡 豊 (公 明)	警 察 危機管理 防 災 (11)	◎内 沼 博 史 (自 民) ○権 守 幸 男 (公 明)	高橋 稔裕 (自 民) 高木 功介 (自 民) 浅野目義英 (無所属) 鈴木 正人 (県 民) 齊藤 邦明 (自 民) 須賀 敬史 (自 民) 宮崎栄治郎 (自 民) 田並 尚明 (駐ﾌｵｰｼﾞ) 欠

特別委員会委員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員	委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
自然再生・ 循環社会 対 策 (13)	◎新 井 豪 (自 民) ○藤 井 健 志 (自 民)	阿左美健司 (自 民) 柿沼 貴志 (県 民) 高橋 稔裕 (自 民) 辻 浩司 (駐 ⁷ ホ-ム) 浅野目義英 (無所属) 横川 雅也 (自 民) 萩原 一寿 (公 明) 村岡 正嗣 (共産党) 醍醐 清 (県 民) 神尾 高善 (自 民) 小谷野五雄 (自 民)	経 済 ・ 雇 用 対 策 (13)	◎小 川 真一郎 (自 民) ○宇田川 幸 夫 (自 民)	守屋 裕子 (共産党) 並木 正年 (県 民) 宮崎 吾一 (自 民) 岡 重夫 (県 民) 細田 善則 (自 民) 蒲生 徳明 (公 明) 高木 真理 (駐 ⁷ ホ-ム) 中屋敷慎一 (自 民) 齊藤 正明 (自 民) 欠 欠
地方創生・ 行財政改革 (13)	◎齊 藤 邦 明 (自 民) ○飯 塚 俊 彦 (自 民)	平松 大佑 (県 民) 逢澤圭一郎 (自 民) 松坂 喜浩 (県 民) 前原かづえ (共産党) 内沼 博史 (自 民) 日下部伸三 (自 民) 権守 幸男 (公 明) 山本 正乃 (駐 ⁷ ホ-ム) 田村 琢実 (自 民) 本木 茂 (自 民) 田並 尚明 (駐 ⁷ ホ-ム)	危機管理・ 大 規 模 災 害 対 策 (13)	◎新 井 一 徳 (自 民) ○安 藤 友 貴 (公 明)	杉田 茂実 (自 民) 深谷 顕史 (公 明) 八子 朋弘 (県 民) 千葉 達也 (自 民) 松井 弘 (自 民) 町田 皇介 (駐 ⁷ ホ-ム) 岡田 静佳 (自 民) 永瀬 秀樹 (自 民) 秋山 文和 (共産党) 欠 欠
公社事業 対 策 (13)	◎須 賀 敬 史 (自 民) ○浅 井 明 (自 民)	金野 桃子 (県 民) 秋山 もえ (共産党) 高木 功介 (自 民) 吉良 英敏 (自 民) 山根 史子 (駐 ⁷ ホ-ム) 井上 航 (県 民) 荒木 裕介 (自 民) 高橋 政雄 (自 民) 小島 信昭 (自 民) 石渡 豊 (公 明) 欠	人材育成・ 文 化 ・ ス ポ ー ツ 振 興 (13)	◎武 内 政 文 (自 民) ○松 澤 正 (自 民)	中川 浩 (改 革) 渡辺 大 (自 民) 白根 大輔 (駐 ⁷ ホ-ム) 江原久美子 (県 民) 美田 宗亮 (自 民) 鈴木 正人 (県 民) 立石 泰広 (自 民) 塩野 正行 (公 明) 諸井 真英 (自 民) 宮崎 栄治郎 (自 民) 欠
少 子 ・ 高 齢 福 祉 社 会 対 策 (13)	◎白 土 幸 仁 (自 民) ○木 下 博 信 (自 民)	岡村ゆり子 (県 民) 山口 京子 (自 民) 橋詰 昌児 (公 明) 関根 信明 (自 民) 石川 忠義 (県 民) 小久保憲一 (自 民) 水村 篤弘 (駐 ⁷ ホ-ム) 柳下 礼子 (共産党) 長峰 宏芳 (自 民) 西山 淳次 (公 明) 木村 勇夫 (駐 ⁷ ホ-ム)	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 (18)	◎小 島 信 昭 (自 民) ○本 木 茂 (自 民)	金野 桃子 (県 民) 岡村ゆり子 (県 民) 深谷 顕史 (公 明) 秋山 もえ (共産党) 千葉 達也 (自 民) 藤井 健志 (自 民) 辻 浩司 (駐 ⁷ ホ-ム) 石川 忠義 (県 民) 横川 雅也 (自 民) 岡田 静佳 (自 民) 荒木 裕介 (自 民) 萩原 一寿 (公 明) 水村 篤弘 (駐 ⁷ ホ-ム) 須賀 敬史 (自 民) 中屋敷慎一 (自 民) 田村 琢実 (自 民)

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員	委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
5か年計画 (18)	◎齊 藤 正 明 (自 民) ○田 村 琢 実 (自 民)	秋山 もえ (共産党) 平松 大佑 (県 民) 柿沼 貴志 (県 民) 逢澤圭一郎 (自 民) 橋詰 昌児 (公 明) 白根 大輔 (駐7 ^ホ -7 ^ム) 宮崎 吾一 (自 民) 藤井 健志 (自 民) 美田 宗亮 (自 民) 飯塚 俊彦 (自 民) 山根 史子 (駐7 ^ホ -7 ^ム) 井上 航 (県 民) 権守 幸男 (公 明) 武内 政文 (自 民) 須賀 敬史 (自 民) 中屋敷慎一 (自 民)	予 算 (32)	◎本 木 茂 (自 民) ○神 尾 高 善 (自 民) ○田 並 尚 明 (駐7 ^ホ -7 ^ム)	秋山 もえ (共産党) 八子 朋弘 (県 民) 逢澤圭一郎 (自 民) 江原久美子 (県 民) 並木 正年 (県 民) 宮崎 吾一 (自 民) 木下 博信 (自 民) 美田 宗亮 (自 民) 吉良 英敏 (自 民) 安藤 友貴 (公 明) 辻 浩司 (駐7 ^ホ -7 ^ム) 山根 史子 (駐7 ^ホ -7 ^ム) 井上 航 (県 民) 横川 雅也 (自 民) 内沼 博史 (自 民) 岡田 静佳 (自 民) 細田 善則 (自 民) 永瀬 秀樹 (自 民) 権守 幸男 (公 明) 萩原 一寿 (公 明) 村岡 正嗣 (共産党) 鈴木 正人 (県 民) 白土 幸仁 (自 民) 小川真一郎 (自 民) 武内 政文 (自 民) 須賀 敬史 (自 民) 高木 真理 (駐7 ^ホ -7 ^ム) 中屋敷慎一 (自 民) 宮崎栄治郎 (自 民)
決 算 (18)	◎齊 藤 邦 明 (自 民) ○浅 井 明 (自 民)	高橋 稔裕 (自 民) 渡辺 大 (自 民) 松井 弘 (自 民) 町田 皇介 (駐7 ^ホ -7 ^ム) 守屋 裕子 (共産党) 松坂 喜浩 (県 民) 並木 正年 (県 民) 関根 信明 (自 民) 松澤 正 (自 民) 石川 忠義 (県 民) 萩原 一寿 (公 明) 新井 一徳 (自 民) 山本 正乃 (駐7 ^ホ -7 ^ム) 高橋 政雄 (自 民) 宮崎栄治郎 (自 民) 西山 淳次 (公 明)			

知事 提案説明



知事 大野 元裕

本日ここに12月定例県議会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては御参会を賜り、議案をはじめ、当面する県政の諸課題について御審議をいただきますことに、心から感謝を申し上げます。

去る11月14日に、埼玉県が誕生して150周年を迎えたことを記念して、式典を開催いたしました。

コロナ禍を踏まえ、式典はオンラインによる同時配信も行い、議員各位をはじめ、県民の皆様にご参加いただき、この記念すべき日を多くの方々と一緒に祝福させていただきました。

埼玉県の150年を築いていただいた全ての先人の皆様にご場をお借りして改めて感謝と敬意を表するとともに、この150周年を契機に県民の皆様と心をつなげて、県民誰もがいきいきと活躍できる「日本一暮らしやすい埼玉」の実現に向けて取り組んでまいります。

さて、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が解除されてから2か月が経過いたしました。

この間、本県の1日当たりの新規陽性者数は、約1年4か月ぶりに10人を下回るなど大きく減少しております。

これは、県民、事業者の皆様が高い危機意識を持ち、感染防止対策を徹底していただいていることによるものであり、心から感謝を申し上げます。

感染状況が落ち着いている今こそ、今後懸念される感染再拡大を極力抑えるための対策や新規陽性者の急激な増加に対応できるよう医療提供体制等をしっかり整えておくことが重要であります。

一方で、新型コロナウイルス感染症に起因して傷

ついた社会経済を立て直していくことは急務であり、引き続き感染拡大防止策を講じながら、社会経済活動の活性化に向けた取組を更に進めていく必要があります。

県では、8月から9月にかけて2回にわたり、産官学金労で構成する「強い経済の構築に向けた埼玉県戦略会議」において、ウィズコロナ、ポストコロナの経済・雇用対策として社会実装する取組を整理し、現在これを着実に進めております。

また、11月1日には県内経済5団体の代表者と意見交換を行い、県経済の回復や活性化に向けて早急に着手すべき県の取組について、新たに御提言等をいただいたところです。

こうした県内経済団体からの御提言等を踏まえ、本県独自の先手を打った対策を進めることとし、今後実施が見込まれる国の経済対策とも連携させることで、社会経済活動の活性化に向けた支援にしっかりと取り組んでまいります。

それでは、今定例会に御提案申し上げました諸議案のうち、主なものにつきまして、順次、御説明いたします。

はじめに、第151号議案「令和3年度埼玉県一般会計補正予算（第12号）」でございます。

今回の補正予算案では、社会経済活動の活性化に向けた支援や介護施設等における新型コロナウイルス感染症対策に対する支援のほか、公共事業等の施工時期の平準化などに向けた取組について、編成しております。

以下、補正予算の主なものにつきまして、御説明いたします。

まず、ポストコロナの新しい生活様式を見据えた社会経済活動の活性化に向けた支援についてです。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経営環境の変化に対応するため、経営革新計画に基づくデジタル技術を活用した新サービス・新商品の開発やコスト削減など、県内中小企業等の新たな取組を本県独自に支援してまいります。

また、商店街のDXを推進するため、その入り口となるキャッシュレス決済の導入に取り組む商店街に対して、決済端末の購入、商店街のPRや販売促進イベントなどの広報活動を支援してまいります。

さらに、行動制限の解除に伴い、県内への観光需要を回復させるため、「とくとく埼玉！観光応援キャンペーン」の実施期間を延長するとともに、対象者を県民限定から県外からの観光客まで拡大することで、観光関連事業者への支援につなげます。

加えて、コロナ禍で影響を受けている県産米をはじめとする県産農産物の消費拡大を図るため、量販店等が県産農産物を使ったキャンペーンを実施する際に仕入れた食材費やポイント付与による販売促進費等に対して補助し、農業生産者を支援してまいります。

次に、介護施設・障害者施設における新型コロナウイルス感染症対策の継続についてであります。

感染症対策に関する専門知識を持った看護師をあらかじめ確保し、クラスター発生時に療養体制が不十分となった施設へ迅速に派遣する仕組みを新たに構築することで、施設内の感染拡大や療養者の重症化を防止し、療養体制の維持を支援してまいります。

このほか、本県建設業者の経営健全化や雇用の安定化、公共工事の品質確保の観点から、公共事業等の施工時期の平準化や適正工期を確保するための債務負担行為及び繰越明許費の設定などがございます。

この結果、一般会計の補正予算額は、36億1,663万円となり、既定予算との累計額は、2兆5,992億4,235万8千円となります。

次に、その他の議案のうち主なものにつきまして、御説明いたします。

第155号議案「知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、市町村への権限移譲を推進するため、簡易専用水道の監督等の事務について、移譲対象市町村の拡大などをするものでございます。

第159号議案は、久喜市内の一級河川庄兵衛堀川と工業団地調節池を接続する導排水路工の工事請負

契約の締結に係るものでございます。

第162号議案から第167号議案までの6議案は、いずれも県の「公の施設」について指定管理者の指定を行うものでございます。

その他の議案につきましては、提案理由等により御了承をいただきたいと存じます。

以上で私の説明を終わりますが、何とぞ慎重審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

【追加提案説明】

(令和3年12月14日)

ただいま、御提案申し上げました議案につきまして、御説明いたします。

去る11月19日に、国は「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を決定し、これを受け11月26日に過去最大となる約35兆9,895億円の補正予算を閣議決定いたしました。

今回の補正予算案は、国の経済対策に基づく補正予算の一部に迅速に対応し、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、PCR検査等の無料化に要する経費など、当面緊急に対応すべき事業に係る経費を計上するものでございます。

以下、補正予算の主なものにつきまして、御説明いたします。

まず、「ワクチン・検査パッケージ」等のため必要な、無料のPCR検査・抗原定性検査の実施についてです。

11月12日に国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」が決定されました。

この中で、社会経済活動等における感染リスクを下げるためには、ワクチン接種や検査による確認を促進することが有効であることから、健康上の理由等でワクチン接種を受けられない方などを対象とした都道府県による検査無料化の取組に対し、国が支

援を行うこととされました。

この国の決定を受け、健康上の理由等でワクチン接種を受けられない無症状の方に加え、感染拡大傾向が見られる場合には、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項等に基づき知事が受検要請を行い、これに応じた感染に不安を感じる無症状の方などの検査について無料化いたします。

次に、生活に困っている人々への支援についてです。

生活福祉資金の特例貸付について、国が受付期間を来年3月末まで延長したことに伴い、県社会福祉協議会に対する貸付原資等の補助を増額いたします。

最後に、社会経済活動の再開に向けた支援についてです。

県内への観光需要を回復させるため、これまで実施してまいりました「とくとく埼玉！観光応援キャンペーン」に加え、県内及び本県に隣接する都県等からの観光客を対象に、旅行代金の割引支援などを行う新たな観光応援キャンペーンを展開し、観光関連事業者への支援を行ってまいります。

この結果、一般会計の補正予算額は、383億1,641万8千円となり、既定予算と先に御提案申し上げました補正予算第12号、そして今回の補正予算第13号を合わせた累計額は、2兆6,375億5,877万6千円となります。

以上で私の説明を終わりますが、何とぞ慎重審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

12月定例会における地方自治法第121条第1項の規定に基づく説明者一覧

知事	大野元裕	教育長	高田直芳
副知事	砂川裕紀	選挙管理委員会 委員長	岡田昭文
副知事	橋本雅道	人事委員会 委員長	武笠正男
副知事	高柳三郎	同事務局長	阿部隆
企画財政部長	堀光敦史	公安委員会 委員長	加村啓二
総務部長	小野寺 亘	警察本部長	原和也
県民生活部長	真砂和敏	同総務部長	古田土 等
危機管理防災部長	安藤 宏	労働委員会 委員長	青木孝明
環境部長	小池要子	同事務局長	新里英男
福祉部長	山崎達也	監査委員	小山 彰
保健医療部長	関本建二	監査委員	間嶋順一
産業労働部長	板東博之	同事務局長	矢島謙司
農林部長	強瀬道男	収用委員会 委員長	中村達也
県土整備部長	北田健夫	内水面漁場 管理委員会 委員長	岡本信明
都市整備部長	村田暁俊		
会計管理者	宍戸佳子		
公営企業管理者	北島通次		
下水道事業管理者	今成貞昭		

質 疑 質 問

12月定例会では、知事から提出された議案を審査するに当たり、自由民主党8人、無所属県民会議2人、民主フォーラム2人、公明党1人、共産党2人の議員が登壇し、それぞれの立場から提出議案に対する質疑並びに県政に対する質問を行った。



12月8日

自	民	須 賀 敬 史	議 員
県	民	平 松 大 佑	議 員
民主フォーラム		木 村 勇 夫	議 員

12月9日

自	民	阿左美 健 司	議 員
公	明	安 藤 友 貴	議 員
共 産 党		秋 山 文 和	議 員

12月10日

自	民	山 口 京 子	議 員
県	民	柿 沼 貴 志	議 員
民主フォーラム		辻 浩 司	議 員

12月13日

自	民	千 葉 達 也	議 員
共 産 党		前 原 かづえ	議 員
自	民	美 田 宗 亮	議 員

12月14日

自	民	木 下 博 信	議 員
自	民	永 瀬 秀 樹	議 員
自	民	神 尾 高 善	議 員

自由民主党

須 賀 敬 史 議 員

- 1 県庁舎建替えについて
- 2 危機事態発生時の職員採用について
- 3 拉致問題に対する知事の姿勢について
- 4 乳幼児期のメディア接触について
 - (1) 知事の認識について
 - (2) 調査結果に基づいた啓発について
 - (3) 児童生徒への啓発について
- 5 これからの商店街支援について
 - (1) 今後の商店街の在り方について
 - (2) 効果的な補助金の在り方について
 - (3) 商店街活性化の成功事例について
- 6 県内の消費喚起について
- 7 人生100年時代～生涯現役で働ける社会のため
に～
 - (1) 高齢者が働きやすい勤務条件や職場環境の整備について
 - (2) 生涯現役実践助成金の有効活用について



無所属県民会議

平 松 大 佑 議 員

- 1 DXの推進について
 - (1) 県民と共に進めるDXについて
 - (2) デジタル人材の育成を
 - (3) CDOの設置を
 - (4) デジタル人材の確保を
 - (5) DXを進める上での効果的な情報共有について
- 2 スタートアップ・ベンチャー育成、支援について
 - (1) 有識者会議のメンバーにスタートアップ・ベンチャーの専門家を
 - (2) 高校生におけるアントレプレナー教育の充実を
 - (3) 高校生向けの起業家養成プログラムの実施を
 - (4) 大学生起業家の育成支援を
- 3 民生委員・児童委員の欠員補充への柔軟な対応を
- 4 障害者優先調達方針の推進について
 - (1) 庁内での更なる取組を
 - (2) 市町村での取組促進を
- 5 学校教育の情報化について
 - (1) 学校教育情報化推進計画の早期策定を
 - (2) 県立学校におけるBYADの早期実現を
 - (3) ICT教育推進課の体制強化を
 - (4) 学校現場でのICT利活用について
- 6 生物多様性保全戦略について
 - (1) 科学的知見に基づいた緑地の評価実施を
 - (2) 戦略実現のための財源確保を
 - (3) 県がイニシアティブをとって戦略の実現を
- 7 埼玉版スーパー・シティプロジェクト成功のため、市町村への財政支援を
- 8 下水道に関する意識の向上について
- 9 あと数マイルプロジェクトについて
- 10 地元問題について
 - (1) 栗原交差点の改良について
 - (2) 都市計画道路保谷朝霞線の事業区間の延伸について
 - (3) 都市計画道路保谷朝霞線の未着手区間における市との連携について



民主フォーラム

木村 勇夫 議員

- 1 150年を迎えた埼玉県の今後について
- 2 新型コロナウイルス感染症の第6波への対応について
 - (1) オミクロン株への対応について
 - (2) ワクチン追加接種について
- 3 スポーツ・アートにおける障がい者支援の推進について
- 4 東のうどん県を目指したうどん振興について
 - (1) 埼玉県民が盛り上がるための仕掛けと広報戦略について
 - (2) 障がい者の就労支援としてのうどんについて
- 5 アルコール依存症対策としてのスクリーニングテストについて
- 6 全国都市緑化フェアの本県開催について
- 7 水道事業の広域連携について
- 8 高齢化社会を見据えた今後の県営住宅について
- 9 電車内の安全確保について



自由民主党

阿左美 健司 議員

- 1 県と市町村との人事交流について
- 2 GIGAスクール構想について
 - (1) 課題や学習効果について
 - (2) 今後の端末更新について
- 3 スクールカウンセラーについて
 - (1) 勤務条件の改善について
 - (2) 柔軟な配置について
 - (3) 更なる増員について
- 4 県立自然公園等における登山道整備について
- 5 成年後見制度の利用促進について
 - (1) これまでの取組と市町村における中核機関の整備支援について
 - (2) 知的障害者の「親亡き後」の支援について
- 6 秩父地域の水道事業の支援について
- 7 地元問題について
 - (1) 皆野寄居有料道路の利用促進への取組について
 - (2) 県道長瀨玉淀自然公園線の整備について
 - (3) 長瀨町野上下郷の宿本地区の急傾斜地崩壊対策について
 - (4) 県道熊谷小川秩父線の歩道整備について



公 明 党

安 藤 友 貴 議 員

- 1 リトルベビーハンドブックについて
- 2 県立高校体育館へのエアコン設置について
- 3 奨学金返還支援制度の導入について
- 4 農福連携について
- 5 障がい者（児）が元気に活動するために
 - (1) ショートステイの状況について
 - (2) 日中活動後の見守りについて
- 6 埼玉県通学路整備計画について
- 7 施工時期の平準化について
- 8 地元問題
 - (1) 都市計画道路保谷朝霞線について
 - ア 都市計画道路保谷朝霞線の未着手部分について
 - イ 都市計画道路保谷朝霞線整備に伴う県道保谷志木線の移管について
 - (2) 産業基盤づくりの推進について



共 産 党

秋 山 文 和 議 員

- 1 コロナ禍第6波にそなえるために
 - (1) 無症状者対象の広範囲のPCR検査で、コロナを特定し、収束への道を開け
 - ア 無症状者対象の広範囲のPCR検査を
 - イ 高齢者・障害者などクラスター発生率の高い施設でPCR復活を
 - (2) 病床整備は、人身体制強化がかぎ
 - ア 公立医療機関は体制整備を急げ
 - イ 民間医療機関に、補助の見通しを示せ
 - ウ 医療機関が余裕をもてる診療報酬の改定を
 - (3) コロナ在宅死の背景である、病床削減計画は撤回を
 - ア 地域医療構想はコロナ禍を想定していたのか？
 - イ 地域医療構想ガイドラインは撤回申入れを
 - ウ 公立公的病院統廃合計画は撤回申入れを
- 2 子どもの権利擁護と児童相談所の強化を
 - (1) 子どもアドボケイト制度の実施を
 - (2) アドボケイト派遣について、県立大学と協議を
 - (3) 児童相談所の増設を
 - (4) 春日部児童相談所の新設を
- 3 「住まいは人権」の住宅政策へ転換し、公的支援の拡充を
 - (1) 老朽民間マンションのバリアフリー化に支援強化を

- (2) 国の優良建築物等整備事業活用で、エレベーター設置を
- 4 85歳以上でも、回復はできる。運動器リハビリの保険適用を認めて
 - (1) 85歳以上のリハビリは必要ないのか？
 - (2) 診療報酬請求チェックの目的は
 - (3) 埼玉県国民健康保険団体連合会は現場の声をきいて
- 5 県の鳥「シラコバト」をまもれ
 - (1) 埼玉県誕生150周年の年に「シラコバト」保護計画拡充を
 - (2) 県こども動物自然公園で全力で増殖を
 - (3) 小中学校で飼育推進を



自由民主党

山口京子議員

- 1 地下鉄7号線の延伸について
- 2 北朝鮮による拉致被害者を全員救出するために
- 3 子供医療費の助成について
- 4 セラピードッグについて
- 5 認知症行方不明者の対応について
- 6 学校における食育と食品ロス削減について
 - (1) 学校における食育の推進について
 - (2) 食品ロス削減の推進について
- 7 地元問題について
 - (1) 県道上尾蓮田線の整備について
 - (2) 高虫西部地区産業団地について



- (1) 高校生に対するギャンブル等依存症に関する教育について
 - (2) 支援のための民間団体との連携強化について
 - (3) 三店方式による営業形態について
 - (4) パチンコ依存症を救うための対策について
- 7 行田市停車場酒巻線の早期完成について

無所属県民会議

柿 沼 貴 志 議員

- 1 埼玉県観光振興施策の推進を！
 - (1) 埼玉県の豊富な観光資源を活かす取組を
 - (2) 文化財部局、まちづくり部局、観光部局の連携強化を
 - (3) 観光予算の増額を
- 2 学校教育問題について
 - (1) 学校と外部関係機関の連携やプラットフォームの形成について
 - (2) 専門職の常勤化について
- 3 児童相談所の負担軽減や一時保護所の子どもの権利擁護について
 - (1) 児童相談所の負担軽減の取組を
 - (2) 一時保護所における子どもの権利擁護について
- 4 新型コロナウイルスワクチンの接種リスクについて
 - (1) 若年層の接種について
 - (2) ワクチン接種による健康被害への対策について
 - (3) 相談体制の構築について
- 5 新型コロナウイルスワクチン未接種による差別の防止対策を
 - (1) ワクチン未接種者に対する差別への対策について
 - (2) 未成年者のワクチン接種について
- 6 ギャンブル等依存症対策の強化を



いて

- 7 労働者協同組合を拡げる支援について
- 8 長期入院中の高校生の学習支援について

民主フォーラム

辻 浩 司 議員

- 1 新型コロナウイルス感染症への対応について
 - (1) 子どもへの接種について
 - (2) ワクチン・検査パッケージ技術実証について
 - (3) 検査費用について
 - (4) ワクチンの効果の正確な周知について
- 2 道路整備における住民合意形成について
 - (1) 県の道路整備における住民合意形成の基本的な考え方について
 - (2) 都市計画道路浦和野田線元荒川工区の整備について
- 3 日本語を母語としない外国人生徒の高校入試選抜と高校生活への定着支援について
 - (1) 外国人生徒の特別枠募集について
 - (2) 入試結果の公表について
 - (3) 受検上の配慮について
 - (4) 高校への定着支援について
 - (5) 教員への啓発について
- 4 障害のある子どもとない子どもが共に学ぶ教育について
 - (1) 通常の学級で学ぶ事例の共有について
 - (2) 措置願について
- 5 仮放免中の外国人の生活保障について
 - (1) 健康保険制度の加入について
 - (2) 県営住宅の活用について
 - (3) フードパントリー等との連携について
- 6 子育て応援フードパントリー事業への支援につ



自由民主党

千葉 達也 議員

- 1 「とねっと」(埼玉利根保健医療圏地域医療ネットワークシステム) について
 - (1) 「とねっと」に対する県の認識について
 - (2) 「とねっと」システムの更新について
- 2 Wi-Fiの県立施設に対する導入状況について
 - (1) 県立4病院のWi-Fi導入状況について
 - (2) 総合リハビリテーションセンターのWi-Fi導入状況について
- 3 中川改修と国営かんがい排水事業との連携と課題について
 - (1) 中川改修整備の考え方について
 - (2) 国営かんがい排水事業との連携について
 - (3) 高収益作物の導入計画について
- 4 米価の安定と米価下落に伴う支援策について
- 5 畜産業界のワクチン接種について
 - (1) ワクチン接種料金の支払方法について
 - (2) ワクチン接種の体制と料金について
- 6 商工会の職員定数の考え方について
- 7 加須・板倉利根川新橋の早期建設促進と災害時の広域避難運用体制について
 - (1) 加須・板倉利根川新橋の早期建設促進について
 - (2) 災害時の広域避難運用体制について
- 8 地元問題
 - (1) 水深地区の通学路の安全対策について
 - (2) 南北道路の整備について



共産党

前原 かつえ 議員

- 1 コロナ禍の影響が深刻な各方面に対策を急げ
 - (1) 医療労働者への支援について
 - (2) 実効ある対策で埼玉のコメと農業を守れ
 - (3) 学校行事を通じて文化芸術支援を
- 2 ジェンダー平等の視点でSDGs社会の実現を
- 3 生徒の意見を取り入れ、校則見直しを進めるしくみづくりを
- 4 先生がいない！教員未配置・未補充はあってはならないパート2
- 5 学校に子どもをあわせるのではなく、子どもに学校をあわせて、特別支援学校増設を
- 6 都市内水被害を絶対に繰り返さないために川越江川対策を
- 7 びん沼自然公園整備事業について、慎重に見直しを



自由民主党

美田宗亮議員

- 1 県民の安全の確保について
 - (1) テロ対策について
 - (2) 警察本部におけるテロや無差別襲撃事件への対応について
 - (3) サイバー犯罪への対応について
- 2 県の温暖化対策について
 - (1) 県庁における温室効果ガス削減の取組について
 - (2) 「地球温暖化対策計画」を踏まえた市町村支援について
- 3 新しい時代の教育について
 - (1) ICT活用による学力の向上について
 - (2) ウィズコロナ時代の社会性習得について
 - (3) いじめ問題へ対応するための道徳教育について
- 4 県内中小企業のDX推進について
- 5 口腔ケアによる生涯にわたる健康づくりについて
 - (1) 全ての子供が口腔ケアを受けられる体制づくりについて
 - (2) 成人に向けた口腔ケア啓発の推進について
- 6 地元問題
 - (1) 三郷流山橋有料道路の早期完成について
 - (2) 都市計画道路三郷流山線の整備について
 - (3) 都市計画道路三郷流山線の延伸について



自由民主党

木下博信議員

- 1 県民に伝わる県政のあり方
 - (1) 災害時の広報のあり方について
 - (2) 計画書と報告書について
 - (3) しっかり、緊密に、自ら、私自身、という答弁
- 2 役所のDX化の目指すもの
- 3 支え合う社会を作るために
 - (1) 工賃という発想
 - (2) ケアラー支援について
 - (3) 不登校特例校とフリースクールについて
 - ア 不登校特例校の開設について
 - イ フリースクールへの財政支援について
 - (4) 引きこもりの所管について
- 4 埼玉への移住促進について
 - (1) 過疎じゃなく適疎という視点
 - (2) 高校でのPRの必要性
 - (3) 暮らしを受け継いでもらうという視点
 - (4) エコノミックガーデニングの視点
 - (5) 埼玉の魅力について
- 5 バッテリー類の捨て方の啓発について
- 6 元気な埼玉農業を実現するために
 - (1) 県がリードしていく覚悟
 - (2) 梨生産の立て直し
 - (3) 安定的な生産を図るための支援の拡充
- 7 保健所のあり方について
 - (1) 所沢市への対応状況

(2) 抜本の見直しの必要性

8 地元問題について

(1) 都市計画道路草加三郷線について

ア 柳島工区の進捗状況と見通し

イ 瀬崎工区の進捗状況と見通し

ウ 谷塚仲の交差点、右折レーンの先行整備について

(2) 伝右川の親水化について



自由民主党

永 瀬 秀 樹 議員

- 1 ウォーカブルなまちづくりについて
- 2 官民連携の新たな手法、P F S / S I Bについて
- 3 屋内50メートルプール・スポーツ科学拠点施設について
- 4 排水機場の整備・管理について
- 5 県産木材の利用促進について
- 6 地域の課題・見沼代用水周辺の整備について



自由民主党

神 尾 高 善 議 員

- 1 県民を守る視点から
 - (1) 財政を守る
 - (2) 人口を守る
 - (3) 農業を守る
 - (4) 道路環境を守る
 - (5) 河川を守る
- 2 J R川越線の複線化について
- 3 寄居町三ヶ山3号埋立地の跡地利用について
- 4 緑化計画届出制度について
- 5 下水道事業用地の有効活用について
- 6 グーグルマイビジネスを活用した県内企業等の支援について

委員長報告

企画財政 委員長報告



副委員長 千葉達也

[目次]

	頁
常任委員会	
企画財政	35
総務県民生活	36
環境農林	37
福祉保健医療	38
産業労働企業	39
県土都市整備	40
文教	41
警察危機管理防災	42
特別委員会	
5か年計画	43
決算	44
自然再生・循環社会対策	46
地方創生・行財政改革	46
公社事業対策	47
少子・高齢福祉社会対策	48
経済・雇用対策	48
危機管理・大規模災害対策	49
人材育成・文化・スポーツ振興	49
新型コロナウイルス感染症対策	50

企画財政委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は議案4件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、第151号議案及び第170号議案について、「さきの9月定例会では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、今後の活用可能額は地方単独事業分が0円、事業者支援分が約11億円という説明があったが、今回の補正予算第12号で約8億円、第13号で約298億円が計上されている。なぜ、これほどの額を予算計上できたのか」との質疑に対し、「9月定例会後、他県への照会等を行い、本県がこれまで地方単独事業分を充当していた『入院協力金』や『医療従事者手当』について事業者支援分を充当できることが判明したため、地方単独事業分から事業者支援分に振り替えることとした。この振替により地方単独事業分の残高が約11億円となったことから、今回の補正予算第12号で約8億円を活用するものである。また、補正予算第13号では、地方単独事業分について、現在国会で審議されている国の補正予算第1号で本県に250億円から300億円の交付が見込まれており、ワクチンを接種したくてもできない方へのPCR検査や、感染拡大時の検査費用などが別枠で配分されることなどを踏まえて298億円を計上したものである」との答弁がありました。

次に、第155号議案について、「権限移譲を受ける市町村は、事務の実施に当たって新たな財政負担が発生するが、財源の手当てはされているのか。また、移譲するに当たり、市町村の意向をどのように確認しているのか」との質疑に対し、「事務処理に必要な経費については、埼玉県分権推進交付金として、

移譲事務ごとに必要経費を積算して市町村に交付している。意向の確認については、受入れまでに対面や書面を含め4回以上にわたり市町村と協議を行っている」との答弁がありました。

このほか第161号議案についても活発な論議がなされました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案4件について採決いたしましたところ、第170号議案については多数をもって、第151号議案、第155号議案及び第161号議案については総員をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「コロナ禍における選挙管理体制について」質問が行われました。

その中で、「期日前投票の会場が混雑する原因は、投票日に選挙に行けない理由やサインなどを書かせているからだと思うが、どのような理由で書かせているのか。不要で削除できるものならサインもしなくてよいと考えるがどうか」との質問に対し、「サインなどは、公職選挙法で定める期日前投票の事由に該当することを確認するため、記載することが定められている。ただし、期日前投票所で書いてもらうことで混雑することがあるため、投票所入場券の裏面の記入欄にあらかじめ記入した上で投票いただくなど、できるだけ滞留が少なくなるよう市町村選挙管理委員会に依頼している。また、投票所においても、理由を記載する台を増設するなど、混雑緩和に努めていく」との答弁がありました。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

総務県民生活 委員長報告



副委員長 関根信明

総務県民生活委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案2件及び請願1件であります。

以下、これらの議案等に関して行われた主な論議

について申し上げます。

まず、第151号議案について、「国の自動車保有関係手続のワンストップサービス、すなわちO S Sシステムの対象が、軽自動車の新車登録手続にも拡大されることにより生じるメリットは何か。また、O S Sの導入により、どの程度事務の効率化が図られるのか」との質疑に対し、「軽自動車の新車登録手続を行う方にとっては、窓口に出向く必要がなくなり、受付時間外でも申請や納付が可能となる。受付事務を行う行政機関等においては、オンラインでの自動審査が可能となり、紙での保存が不要となるなど事務負担軽減につながるメリットがある。また、現在、普通車では約75%がO S S申請となっているが、軽自動車についても、同程度までO S S申請になった場合、約65,000台分の自動審査が可能となる」との答弁がありました。

次に、第159号議案について、「工事の契約時における確認票や材料承諾書では、県産品を使用するよう努めることとなっており、県産品を使用しない場合は理由を記載することになっているが、どのように確認するのか」との質疑に対し、「県産品の使用については、3段階で確認を行っていく。1段階目として、契約時の契約約款で、2段階目として、工事着手前の施工計画書で、3段階目として、施工段階の材料承諾書で確認を行い、県産資材の利用を要請していく」との答弁がありました。また、「工事に使用する合成鋼管等、コンクリート構造物の耐用年数はおおむね50年とのことだが、この間に何か被害が生じた場合はどのように対応するのか。また、地上部に被害が生じた場合、原因がはっきりしないことがあるが、その確認を行うのか」との質疑に対し、「施工を原因として被害が生じた場合は受注者が、一方、引渡し後の管理瑕疵により被害が生じた場合は県が対応する。また、判断がつかないような場合は、有識者等を交えて科学的な根拠に基づき瑕疵の所在を明らかにしていくことが一般的である」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案2件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、請願について申し上げます。

議請第4号につきましては、請願者2,369名を追加したい旨の申請が請願者からあり、これを了承し、審査したところであります。

審査におきましては、不採択とすべきとの立場から、「私学助成制度は、運営費補助と父母負担軽減補助との二つの柱の兼ね合いにより成り立っている。本県の父母負担軽減補助は全国でも最高の水準にあり、両者を合算すると国の標準額を上回っている。また、家計急変家庭への補助は父母負担軽減補助で対応しているところである。さらに、父母負担軽減補助の充実により、私立学校の生徒数の確保につながっており、私立学校の経営の健全化や運営の一助となっていると考える。厳しい財政状況に鑑みると、限られた財源を有効活用するためには、経済環境や社会情勢を踏まえた重点化や配分を考慮すべきであり、単に大幅に拡充することを求める本請願には賛成できない」等の意見が出されました。

次に、採択すべきとの立場から、「先生方の努力に報いるためにも、また、未来を担う子供たちのためにも教育予算を増額し、埼玉の私学教育の良さを発展させるために採択すべきである」との意見が出され、採決いたしましたところ、賛成少数をもって不採択とすべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、『『埼玉県犯罪被害者等支援条例』制定・施行後の取組について』質問が行われました。

その中で、「県内で活動する二つの犯罪被害者支援団体と情報交換を行っているとのことだが、県ができる支援内容について、見出せたことはあるのか」との質問に対し、「現在、活動にかかる予算等も含め、団体に話を伺っているところである。実態把握を行った上で、今後どのような支援ができるか検討していきたい」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、県民生活部から「埼玉150周年記念事業について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

環境農林 委員長報告



副委員長 橋 詰 昌 児

環境農林委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第151号議案のうち農林部関係の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「県産農産物販売促進特別対策事業については、本事業の実施により、どのくらい県産米の消費が拡大し、余剰米が減少する見込みなのか」との質疑に対し、「本事業では、約1,500トンの県産米の販売を見込んでいる。事業期間が短期間であるため、販売量には限りがあるが、本事業を通じて県産米を取り扱う店舗を増やし、キャンペーン終了後も継続的に取り扱っていただけるよう取り組むことで販路の拡大を図り、余剰米の在庫の削減につなげていく」との答弁がありました。

また、「米が余っている背景には、米を食べる量の減少が考えられる。若い世代よりも中高年層の米食の減少が著しいという分析もあるが、本事業は、その点にアプローチできる内容になっているか」との質疑に対し、「事業で食の嗜好を変えていくことは難しいと考えているため、本事業では、米を購入する際に、できるだけ県産米を選んでもらうことを目標としている。米の購入先は、スーパーマーケットが5割程度を占めているため、県産米を常時取り扱う店舗を増やすことで、継続的に県産米を購入できる環境を作っていく」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）の現状について」及び「小川町のメガソーラーに関する過日行われた環境影響評価技術審議会を受けての現状について」質問

が行われました。

その中で、「ソーラーシェアリングを活用して営農継続に貢献してもらうには、農地の一時転用許可後も許可条件のとおり営農されているかフォローすることが不可欠であるが、県は状況をどのように把握し、指導や改善を行っているのか」との質問に対し、「一時転用許可を受けた事業者は、当該農地の生産状況について、毎年県に報告することになっている。県は、その報告から収穫状況を把握し、収穫量の減少が、災害等の事情による一時的なものではなく継続するおそれがある事業者に対して、市町村農業委員会と連携し改善に向けた指導を行っている」との答弁がありました。

次に、「小川町のメガソーラーについて、事業者が説明会後に取りまとめた一般意見は、静岡県熱海市で発生した土砂災害の前であったため、その後における近隣住民の不安の声を十分に反映しているとは言えない。そのため、本審議会においても、しっかりと地元の声を聴くことが必要であったと考えるが、どうか」との質問に対し、「熱海市の土砂災害の後にも、地元の小川町長や町議会等から当該メガソーラー事業に関する要望をいただいている。知事意見の作成に当たっては、本審議会での技術的見地からの答申に加え、地元の要望や住民意見も十分に踏まえて取りまとめている」との答弁がありました。

なお、このほか、当面する行政課題として、環境部から「大気環境の現状について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

福祉保健医療 委員長報告

副委員長 渡 辺 大



福祉保健医療委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案6件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議に

ついて申し上げます。

まず、福祉部関係では、第151号議案について、「クラスターが発生した障害者施設への看護師派遣については、あらかじめ看護師を確保しておくのではなく、クラスター発生時にその都度派遣する方法で対応するとのことだが、契約書に具体的な派遣人数を記載しないで、いざというときに対応できるのか」との質疑に対し、「事業者には、その都度派遣することで対応できることを確認しているが、今後、第5波を超えるような事態が発生した場合には、対応が難しくなる可能性もある。契約方法を工夫し、確実に派遣できるようにしていく」との答弁がありました。

また、第170号議案について、「特例貸付について、返済が滞ってしまう方もいると思うが、どのように対応していくのか」との質疑に対し、「今般、国の通知により償還免除の要件が拡大された。これを踏まえ、特例貸付の実施主体である埼玉県社会福祉協議会に対し、返済が生活再建の妨げとならないよう十分配慮することを県としても申し入れていく」との答弁がありました。

また、「国の考え方は、今回の特例貸付の延長に合わせて、貸付から給付へという方向とのことだが、給付の方である生活困窮者自立支援金は支給要件が厳しいため、国に柔軟な対応を求めていく必要があると思うが、どうか」との質疑に対し、「生活困窮者自立支援金については、就労による自立を図るため、若しくは、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげるために創設されたものである。この制度の現状の支給要件では、目的が達成できないなどといった声が現場から多く寄せられた場合には、国に伝えていくことが重要だと考えている」との答弁がありました。

次に、保健医療部関係では、第168号議案について、「県内出身者の入学比率を高めることが、県内就職率の向上につながるとのことである。しかし、県立大学の推薦入試割合が40%であるのに対し、他県の学校では、48.9%と高くしているところもあるが、どう考えているか」との質疑に対し、「県内出身者の比率を高めるために推薦入学は大きな手段の一つであるが、大学では経営に与える影響や全体の学力の問題等も含めて総合的に検討している状況で

ある」との答弁がありました。

また、「感染症の教育に力を入れ、専門分野での人材を育成するべきと考えるが、どうか」との質疑に対し、「現在、作成中の地域保健医療計画の中に、専門性の高い医療人材を養成することを目標に掲げるか検討している。新型コロナウイルスのパンデミックの状況下では、感染管理認定看護師が大活躍しており、県立大学においてはまず看護師としての基礎をしっかり学んでいただき、将来的にはそのような専門性を生かせる医療人材を養成していくことが必要であると考えている」との答弁がありました。

また、第170号議案について、「国の検査件数実績によると、PCR検査、抗原定量検査及び抗原定性検査の検査割合は、約8対1対1で、PCR検査の割合が高くなっている。県ではPCR検査と抗原定性検査の検査割合を1対3としているが、PCR検査の希望が多いことをどう考えているか」との質疑に対し、「1対3の検査割合は、国の積算上の割合であり、実際の検査では、受検者の希望する検査を行うこととしている。PCR検査の希望割合が高く、予算の範囲を超える場合は、国と相談し、検査する方の希望に添えるように調整していきたい」との答弁がありました。

このほか、第160号議案についても活発な論議がなされ、第152号議案については、執行部からの詳細な説明をもって了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました知事提出議案5件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議第51号議案「埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例」の審査について申し上げます。

まず、提案代表者から提案説明がなされ、その後質疑を行いました。

その中で、「第4条の2に動物に関する最新の知識の習得及び情報の発信に主体的に取り組むという努力規定が新設されているが、情報提供を受ける対象者や提供する情報はどのようなものを想定しているか」との質疑に対し、「飼い主になろうとする者の責務や、終生飼養をどのようにしなければならないのか、パンフレットなどで飼い主になろうとする

方たちに伝えていくことを想定している」との答弁がありました。

また、「財政上の措置を明記することについて、どのように考えているのか」との質疑に対し、「動物愛護推進員の応援体制の構築や関係先との連携に係る負担を考え、財政上の措置をしっかりとするために規定に盛り込んだ」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、議第51号議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

産業労働企業 委員長報告



副委員長 松井 弘

産業労働企業委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案4件及び請願1件であります。

以下、これらの議案等に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、第151号議案について、「国の事業再構築補助金の採択率は5割程度であり、中小企業や小規模事業者にとってはハードルが高いとの話を聞く。今回、補助金申請に必要な事業計画の策定を専門家等に依頼する際の経費を補助することのことだが、それだけで採択率は向上するのか」との質疑に対し、「今まで専門家に頼らずに計画を策定してきた事業者も、当該補助金を利用して相談しやすい環境を作ること、採択されやすい計画を策定することができ、採択率のアップが図れると考えている」との答弁がありました。

また、「現在、埼玉県には800を超える商店街があるが、今回のキャッシュレス決済の導入に取り組む商店街への支援では、どのくらいの商店街を支援の対象としているのか。また、これからどのようにキャッシュレス化を推進していくのか」との質疑に対し、「対象は基本的にすべての商店街と考えてい

る。今回、令和3年度中にキャッシュレス化に対応できるのは、しっかりと組織化されている商店街と見込まれるため、積算上は40の商店街とした。組織力の弱い商店街については、商工団体単位で申請することも可能であり、また、10店舗未満の小規模商店街については、特例措置も検討している」との答弁がありました。

また、「観光応援キャンペーンは、宿泊旅行者へ補助することで観光関連事業者を支援していくことが基本となっているが、例えば、スポーツ観戦後の宿泊など新たな切り口による需要喚起も可能だと考えるがどうか。また、対象を県外からの旅行者にも拡大することだが、PR方法はどのように考えているのか」との質疑に対し、「ラグビー観戦ツアーの企画等、観光地を巡る目的以外の様々な宿泊方法を広げていくことはとても重要だと考える。また、今回のキャンペーンや埼玉の観光情報を広く県外にもPRしていくため、オンライン予約サイトや旅行情報WEBサイトへの広告を実施するほか、高齢者向けには新聞広告を出稿するなどしていきたい」との答弁がありました。

このほか、第153号議案、第154号議案及び第170号議案についても、活発な論議がなされました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案4件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、請願について申し上げます。

議請第6号につきましても、不採択とすべきとの立場から、「所得税法では、第57条に事業に従事する配偶者や親族がある場合の必要経費の特例を定めており、不合理なものとは言えない。また、税制改正は、国政の場において様々な視点から幅広い議論と検討がなされるべきである」等の意見が出されました。

次に、採択すべきとの立場から、「家族専従者の働き分を必要経費と認めないのは、家族全体で経営が支えられている中小業者にとって、大きな不利益である。本県においても所得税法第56条の見直しへの動きがあり、時代遅れである同条は、廃止する必要がある」との意見が出され、採決いたしましたところ、賛成少数をもって不採択とすべきものと決し

た次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

県土都市整備 委員長報告



副委員長 萩原 一 寿

県土都市整備委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案8件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、都市整備部関係では、第151号議案について、「都市整備部として、今回初めて平準化に寄与するゼロ債務負担行為を設定するが、どのような理由で設定したのか」との質疑に対し、「昨年、国から施工時期の平準化の取組に関して、土木部局以外の部局による取組及び部局間連携の推進について通知があった。そこで、今年度、部内調整会議を組織し、情報共有と対応策を検討し、事業効果の早期発現が見込まれる公園の改修工事について、ゼロ債務負担行為を活用することとした」との答弁がありました。

また、第162号議案ないし第164号議案について、「指定管理者の選定に当たり、審査項目が七つあるが、この項目の妥当性について、その都度検討しているのか」との質疑に対し、「審査項目及び配点基準については、外部有識者が参加した第1回埼玉県営公園指定管理者候補者選定委員会で、妥当性を確認しながら進めている」との答弁がありました。

次に、下水道局関係では、第169号議案について、「負担金単価の改定の根拠となっている、下水処理に要する経費見込額はしっかり算定されているのか」との質疑に対し、「過去の実績等を踏まえた令和3年度の当初予算をベースに今後5年間の経費を見込み、必要な調整をした上で、経費及び水量を算出している」との答弁がありました。

このほか、第156号議案、第165号議案及び第166

号議案についても活発な論議がなされました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案8件について採決いたしましたところ、第169号議案については多数をもって、第151号議案、第156号議案及び第162号議案ないし第166号議案については総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

文 教 委員長報告



副委員長 山口京子

文教委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案2件及び請願1件であります。

以下、これらの議案等に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、第151号議案について、「令和5年度までにトイレの洋式化が完了するとのことだが、改修が必要な学校は何校あるのか。また、和式便器が残っている学校の洋式化はどうするのか」との質疑に対し、「令和4年度に22校、令和5年度に15校、この事業以外の大規模改修等の中で洋式化を行うのが6校である。また、和式便器が半分以上残っている学校は令和5年度までに洋式化し、それ以外の学校から洋式化の要望があった場合、財源の状況を踏まえながら、改修を検討していきたい」との答弁がありました。

次に、第167号議案について、「委託料の年平均額が上昇しているのはなぜか。また、地元企業の活用や地元の方の雇用など、地域への配慮を行っているのか」との質疑に対し、「大きな要因として、人件費の増加があり、そのほかにも、プラネタリウムの機器更新経費の増加などがある。また、地域への配慮については、製作体験のクラフト材に地元の西川材を活用したり、機器点検を地元業者に依頼したりしている。現在勤務している職員13人のうち11人は

地元の方を雇用するなどを行っている」との答弁がありました。

また、「過去の指定管理者の取組を開示し、その課題を踏まえて県が希望する今後の取組を示すという民間感覚を持って公募を行うことで、事業者の参入意欲が湧き、県民サービスの向上にもつながると考えるが、どうか」との質疑に対し、「公募の際の要項や資料に、これまでの取組等を示すとともに、実際の現場や利用状況を見ながら説明し、参加の判断をいただいている。今後もこうした取組を進め、県民サービスの向上につなげたい」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案2件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、請願について申し上げます。

議請第5号につきましては、請願者2,098名を追加したい旨の申請が請願者からあり、これを了承し、審査したところであります。

審査につきましては、不採択とすべきとの立場から、「それぞれの項目において、適切な対応が既に実施されていることが認められており、また『学校納付金の無償化』については、地域や学校の実情に応じて、取扱いに特色や差がある中、一律無償化することは財源の確保だけでなく、公平性や柔軟性の観点から、極めて慎重な判断が必要である」等の意見が出されました。

次に、採択すべきとの立場から、「新型コロナウイルスから子供たちの命と健康を守り、学習権を保障することはこれまで以上に重要であり、昨年度の全国児童生徒の不登校や自殺は過去最高である現状を踏まえ、教師の負担軽減やゆきとどいた教育のため、少人数学級が求められている。また、特別支援学校建設等の対策が追い付いておらず、現在進めている高等部中心の対策では教室不足には不十分である」との意見が出されました。

さらに、趣旨採択すべきとの立場から、「35人学級の早期実現、教員の多忙化解消のための増員については、必要なことと考える。しかし、教材費等の学校納付金の無償化、県独自の就学援助制度・給付型奨学金の拡充は財政上の観点から、調査研究が必

要であり、また、特別支援学校の教室不足は、中学校まで普通学級に通っていた児童生徒が高校段階では特別支援学校に進学するなど様々な理由があり、学校建設以外にも多様な手法で進めていく必要がある」との意見が出され、採決いたしましたところ、賛成少数をもって不採択とすべきものと決した次第であります。

次に、当面する行政課題として、平成14年6月定例会の本委員会における附帯決議に関連して「埼玉県における中高一貫教育の検証結果について」の報告がありました。

この中で、「伊奈学園の果たした役割、積極的に評価すべき点をどう捉えているか。また、その成果は、伊奈学園であったからこそなのか。また、他の県立高校に普遍化できるのか」との質問に対し、「大学進学だけでなく、体験学習等を通して、6年間のゆとりの中で、自分の進路を見つめて進んでいく。そうした主体性のある生徒の育成ができていくことが成果であると捉えている。また、総合選択制という伊奈学園だからできたのか、他の普通高校が中高一貫校となった場合に、成功部分を移行できるのかについては、これから研究検討が必要と考える」との答弁がありました。

また、「公教育においては優秀な児童生徒を養成するという側面だけでなく、不登校などの問題という側面にもしっかりと対応していくことが求められると考えるが、どうか」との質問に対し、「子供たち一人一人に基礎的な学力を身に付けさせるとともに、健やかな体、豊かな心を育て、自分の人生を自ら切り拓いていける力を育てることが学校の役割だと考える。一方、不登校、いじめや中退を経験するなど、様々な困難な状況の中で一所懸命頑張っている子供たちも、夢と希望をもって自らの人生を切り拓いていけるよう、一人一人に寄り添いながら、適切な支援をしていくことも公教育の大きな役割だと認識している」との答弁がありました。

これらの質問の後、委員から「中高一貫教育にかじを切るためにも、不登校特例校も含め様々な課題を抱える子供達に対する支援の研究検討を推進していく必要があると考える。令和4年2月定例会を目的に報告を求める」旨の発言があり、発議したところ、総員をもって了承された次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

警察危機管理防災 委員長報告



副委員長 権 守 幸 男

警察危機管理防災委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案2件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、第157号議案について、「クロスボウと銃砲を同等の取扱いにするようだが、クロスボウは銃砲と同等の殺傷能力を有しているのか」との質疑に対し、「警察庁の附属機関である科学警察研究所の実験結果によると、クロスボウは銃砲刀剣類所持等取締法で殺傷能力があるとして規制されている空気銃や拳銃に匹敵する威力を有することが判明している」との答弁がありました。

また、「クロスボウの所持等に関する規制の創設に伴い、クロスボウを回収すると聞いているが、実施状況はどうか。また、所持許可申請について、どのくらいの件数を見込んでいるか」との質疑に対し、「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律が公布された本年6月16日から12月14日までに、94本のクロスボウを廃棄するため回収した。また、本県ではクロスボウの所持者を165名、所持本数を209本と推計している。クロスボウは、1本ごとに申請する必要があるため、209件の所持許可申請を見込んでいる」との答弁がありました。

このほか、第158号議案についても活発な論議がなされました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案2件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「防災ヘリコプターの運航に係る手数料徴収について」質問が行わ

れました。

その中で、「条例改正後、手数料徴収に係る約4年間の救助件数はどのくらいか。また、手数料を徴収する区域として6か所を指定しているが、指定区域外の救助件数の方が多いたることである。対象区域を拡大していく考えはあるのか」との質問に対し、「約4年間で18件の救助事例があった。また、現在の6か所は、登山者が比較的多く、救助実績が複数あったことから、指定した。条例の運用開始から約4年が経過し、各種データが蓄積されているので、これらを基にPDCAサイクルのチェックの段階として、今後、多角的な視点で検証を行っていきたい」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、危機管理防災部から「埼玉県地域防災計画の見直しの方向性について」の詳細な報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

5 年計画 特別委員長報告

委員長 齊藤 正 明



5か年計画特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、第118号議案の1件であります。

9月定例会で継続審査となった本議案については、閉会中の11月4日、11月10日、11月17日及び11月19日に審査を行い、各針路について執行部から詳細な説明を受け、質疑を行いました。

さらに、今定例会では、12月20日に審査を行った次第であります。

今定例会中の審査経過の概要について御報告申し上げます。

まず、中屋敷委員から、第118号議案に対する修正の動議が提出されました。

その主な内容を申し上げます。

まず、第1編の総論であるが、この総論は、考え

方を示す箇所当たり、例示の必要性が希薄であることから、一部固有名詞を削除する。

次に、第2編の1の(3)のアの(イ)における主な取組に、災害発生時にその対応が非常に重要なものであるため、「帰宅困難者対策の実施」を追加する。

次に、第2編の2の(3)のカの(ウ)における施策指標に、貧困の連鎖解消に資するものであることから、「生活保護世帯の中学3年生の学習支援事業利用率」を追加する。

次に、第2編の3の(3)のエの(ウ)における施策指標で掲げられている「人口10万人当たりの医療施設の医師数」を、「医療施設の医師数」に修正する。

次に、第2編の5の(1)における背景で、「ヤングケアラーの顕在化」及び「性の多様性への意識の高まり」を追加する。

次に、第2編の5の(3)のウの(ウ)における施策指標に、「いじめの解消率」を追加する。

次に、第2編の7の(3)のエの(ウ)における施策指標で掲げられている「人権啓発事業に参加して、偏見を持ったり、差別をしないよう行動したいと思った人の割合」を、「人権啓発事業の参加者数」に修正する。

次に、第2編の12の(3)のイの(ウ)における施策指標に、「販売農家数に占める販売金額1,000万円以上の農家数の割合」を追加する。

以上、主な修正について申し上げますが、それぞれの修正理由並びにその他の修正につきましては、お手元の修正案により御確認をいただきたいと思っております。

続いて、修正案に対する質疑を行いました。以下、論議のありました主なものについて申し上げます。

「小・中学校に在籍する不登校児童生徒が学校内外の機関等で相談・指導を受けた割合を新たに施策指標に加えているが、この『学校内外の機関等』には医療機関も含まれているのか」との質疑に対し、「医療機関も含まれているが、それでも現状値が67.4パーセントであることから、目標値の85パーセントは高い目標となっている。一人でも多くの児童生徒への適切な対応につなげてほしいという強い思いから、当該指標を追加した」との答弁がありました。

た。

その後、討論に入りましたところ、第118号議案に対する修正案及び原案に賛成する立場から、『『感染症対策』への取組が示されているとともに、ポストコロナを見据えた内容になっている。また、修正案は提出されているが、執行部から上程された原案の大切な柱となる部分は残されている。さらに、修正箇所は、質疑を通して指摘してきた『帰宅困難者対策』のように重要かつ必要なものに限られている」との討論がありました。

次に、原案に賛成する立場から、「本計画の中に、競争を原動力とした教育や国の言いなりである直轄事業の記述があることは、本計画が未来志向であるだけに残念であるが、埼玉版SDGsを掲げ、LGBTQに関する理解増進や多様性を重視するなど、新しい時代を拓く意欲が感じられる」との討論がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、採決いたしましたところ、第118号議案に対する修正案については、総員をもって可決し、修正可決した部分を除く第118号議案については、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、この議案に対し、附帯決議として、「埼玉県5か年計画の実施に当たっては、次の項目に掲げる取組を各分野別施策における『主な取組』の施策実現に合わせて推進すること。1 針路1 災害・危機に強い埼玉の構築 ア 危機管理・防災体制の再構築 消防学校における消防職員の教育体制の強化、エ 感染症対策の強化 保健所の体制強化、2

針路2 県民の暮らしの安心確保 イ 交通安全対策の推進 鉄道事業者と連携した鉄道の安心・安全の確保、3 針路3 介護・医療体制の充実 イ

介護人材の確保・定着対策の推進 介護人材としての外国人材の活用、介護職員の処遇改善の促進、ウ 地域医療体制の充実 医療提供体制の充実のための病床整備率の向上、4 針路4 子育てに希望が持てる社会の実現 ウ 児童虐待防止・社会的養育の充実 児童虐待防止におけるヤングケアラー支援の推進、5 針路5 未来を創る子供たちの育成

ア 確かな学力と自立する力の育成 我が国や郷土に対する誇りを育む教育の推進、6 針路6 人生100年を見据えたシニア活躍の推進 イ 生涯に

わたる学びの推進 新しい県立図書館の時代に応じたゼロベースでの検討、7 針路7 誰もが活躍し共に生きる社会の実現 イ 女性の活躍推進と男女共同参画の推進 女性の就業率の向上に向けた施策の展開、ウ 障害者の自立・生活支援 障害者優先調達の促進、8 針路8 支え合い魅力あふれる地域社会の構築 オ デジタル技術を活用した県民の利便性の向上 デジタルデバイドの解消に向けた取組の促進、11 針路11 稼げる力の向上 ア 新たな産業の育成と企業誘致の推進 SAITAMA ロボティクスセンター（仮称）の整備推進、イ 変化に向き合う中小企業・小規模事業者の支援 北部地域振興交流拠点のゼロベースでの検討、12 針路12 儲かる農林業の推進 ア 農業の担い手育成と生産基盤の強化 農業の担い手としての後継者の確保・育成の強化、違反転用対策の強化、イ 強みを生かした収益力ある農業の確立 試験研究の充実に向けた取組の強化、ウ 林業の生産性向上と県産木材の利用拡大 木造建築技術アドバイザー制度の普及・啓発の強化」との提案がありました。

その後、討論に入りましたところ、附帯決議に賛成する立場から、「質疑を通じて指摘してきた事項が提案者と共有でき、また、趣旨や表現について調整を求めた事項もおおむね対応しており、各委員や執行部とも十分に調整が図られている」との討論があり、採決いたしましたところ、総員をもって附帯決議を付すことに決した次第であります。

さらに、本委員会において、執行部に対し、埼玉県5か年計画の計画書の作成に当たっては、県民に分かりやすい掲載方法とするための対応を求める意見が提案され、総員をもって了承された次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

決算 特別委員長報告

委員長 齊藤 邦明



決算特別委員会における審査経過の概要について、

御報告申し上げます。

本委員会において審査してまいりました案件は、去る9月定例会に提出され、閉会中の継続審査となっておりました、第119号議案「令和2年度埼玉県的一般会計及び特別会計決算の認定について」及び第120号議案「令和2年度埼玉県公営企業会計決算の認定について」の2件であります。

審査に当たりましては、執行部に対し、決算書などに基づき詳細な説明を求めるとともに、必要な資料を要求いたしました。

その上で、予算の執行が、関係法令に沿って、適正かつ効率的に行われたかどうか、また、施策や事業の目的がどの程度達成され、県民サービスや福祉の向上にどのように貢献したか、などの視点から慎重に審査を行いました。

審査の過程では、県政全般について活発な質疑が行われました。

以下、主なものについて簡潔に御報告いたします。

まず、一般会計及び特別会計決算では、適正な課税事務を進めるための調査の実施、埼玉版SDGsの推進、就職氷河期世代への支援、交通安全対策の推進、消防広域化の推進、建物の壁面・屋上緑化の促進、ペアレントメンター事業の実績、コバトン健康マイレージ事業の執行状況と効果、感染症の影響を受けた事業者への金融支援、明日の農業担い手育成成熟推進事業の成果、川の国埼玉はつらつプロジェクトの進捗状況、緊急輸送道路閉塞建築物の耐震化促進、学校における働き方改革の状況、交通バリアフリー化対策の推進などについて質疑がありました。

次に、公営企業会計決算では、水道管路の耐用年数と更新の規模、小児医療センターでの小児生体肝移植の実績及び課題、バイオガス発電事業の効果などについて質疑がありました。

その結果、48項目を改善又は検討を要する事項とすることとした次第であります。

以下、主なものについて申し上げます。

一般会計及び特別会計決算に関しましては、総務部関係において、「高齢層職員の能力及び経験が若手職員へ十分に継承されるよう、適切な人事及び給与等の処遇を進めること」、県民生活部関係において、「シニア世代に対して消費生活被害への更なる防止対策を行うこと」、保健医療部関係において、

「若者の自殺を防止するための対策を強化すること」のほか、41項目を改善又は検討を要する事項としました。

公営企業会計決算に関しましては、病院事業会計において、「がんゲノム医療の実績と効果を更にするること」のほか2項目を、流域下水道事業会計において、「汚水処理費の中でも大きな割合を占める電気料については、引き続き、低減に向けた研究を進めること」の1項目を改善又は検討を要する事項としました。

次に、討論に入りましたところ、第119号議案及び第120号議案について、賛成の立場から、「第119号議案については、歳入では、個人県民税の株式等譲渡所得割の増や地方消費税の税率の引上げなどにより、県税収入は前年度比で増収になった。歳出では、新型コロナウイルス感染症対策に取り組むとともに、全ての県民が日本一暮らしやすいと実感できるよう、重点施策に取り組み、特に、新型コロナウイルス感染症の拡大を抑えるため、医療提供体制の強化、雇用の維持及び事業の継続をはじめとした県経済の下支えなどに取り組んだ。また、特別支援学校の過密解消を進めるため、校舎の建設工事や増築の実施設計などを行ったことは評価できる。次に、第120号議案については、企業局所管の事業会計では、震災時においても水道水の安定供給を確保するため、水道施設の耐震化や吉見浄水場拡張関連整備事業を進めるとともに、日頃から施設の点検など維持管理を適切に実施している。また、地域経済の更なる振興のため、産業団地の整備にも積極的に取り組んでいる。病院事業会計においては、がんゲノム医療や小児生体肝移植などの高度専門医療を安定的に提供している。流域下水道事業会計では、老朽化が進む施設の修繕や大規模地震などに対する災害対策を計画的に実施し、バイオガス発電や太陽光発電など自然エネルギーの活用にも取り組み、安定的な事業運営に努めている。以上を評価し、認定に賛成する」との討論がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、第119号議案及び第120号議案について採決いたしましたところ、いずれも多数をもって、認定すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

自然再生・循環社会対策 特別委員長報告

副委員長 藤 井 健 志



自然再生・循環社会対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「自然環境の保全・再生、地球温暖化・省エネルギー対策、廃棄物の処理及び資源循環社会の形成に関する総合的対策」であります。今回は、「自然環境の保全・再生と資源循環社会づくりについて」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「市町村の有害鳥獣捕獲に対する県の支援として、個体分析調査委託という形で費用が支払われている。今年度から、この委託費用の単価が大幅に減額となったことは、市町村にとって負担となるが、県としてどのように考えるのか」との質問に対し、「平成27年度に農林業被害に係る特別措置法による交付金制度が開始され、現在、この交付金制度の活用が進んできた。しかしながら、県としても捕獲の促進は必要であると考えており、単価を減額した上で継続したものである。市町村に負担を強いることは考えていないため、今後は関係市町村と丁寧連携を図って進めていきたい」との答弁がありました。

次に、「プラスチックごみのリサイクルの現状は、焼却による熱回収が大きな割合を占めている。CO₂を排出しない方法での再利用の推進が大切であると考えるが、技術開発や企業との連携など、県としてどのように取り組んでいくのか」との質問に対し、「来年4月に施行される『プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律』において、技術開発への支援等は国が主導していくこととされている。県としても、国からの情報を県内企業に提供するとともに、製造事業者とリサイクル事業者をつなぐなど、

官民連携プラットフォームを活用することで事業者間の連携を図っていきたい」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げますが、「自然環境の保全・再生、地球温暖化・省エネルギー対策、廃棄物の処理及び資源循環社会の形成に関する総合的対策」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

地方創生・行財政改革 特別委員長報告

副委員長 飯 塚 俊 彦



地方創生・行財政改革特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「地方創生・SDGsの推進、魅力ある地域づくり、行財政・職員の働き方改革及び情報技術の活用並びにDXの推進に関する総合的対策」であります。今回は、「情報技術の活用・DXの推進について」審査を行い、その中で、予算特別委員会の附帯決議に関連して、「DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進について」の報告がありました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「示されたロードマップは、誰が、どのように達成状況を管理していくのか。また、国の取組が先行した場合、県の計画とずれが生じてくることも考えられるが、どのように対応していくのか」との質問に対し、「ロードマップで設定するKPIや工程を基に、行政・デジタル改革課が中心のDXプロジェクトを通じて進捗管理を行い、進捗の遅れが見られた場合には、原因を究明した上で、次年度以降の取組に反映させるなど適切に見直していくとともに、本委員会に報告させていただく。また、デジタル庁に派遣している職員を通じた情報収集などにより、国と県の進捗状況を突合し、国の取組とのず

れが生じている場合は、適切に計画の修正を図っていく」との答弁がありました。

また、「県民の利便性を向上させるためのワンスオンリー化により、どのようなメリットが見込めるのか。また、市町村も含めて情報の一元化を進めていくことで、県民サービスの向上が図られると思うが、どうか」との質問に対し、「ワンスオンリー化によって、行政手続きにおける2回目以降の入力が不要になるといった効率的な事務処理が可能となり、迅速かつ正確に手続きの結果を返信できるというメリットがある。また、行政機関内部でデータの連携を進めることで、市町村とのワンストップの処理が視野に入ってくるが、技術的な難易度やデータの整理などの着手には時間がかかるため、課題を整理し、早期実現に向けて対応していきたい」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「地方創生・SDGsの推進、魅力ある地域づくり、行財政・職員の働き方改革及び情報技術の活用並びにDXの推進に関する総合的対策」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます、本委員会の報告を終わります。

公社事業対策 特別委員長報告

副委員長 浅井 明



公社事業対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「公社事業の経営・見直しに関する総合的対策」であります。

今回は、「公社における改革の取組について」の審査対象公社として、「埼玉高速鉄道株式会社」、「公益財団法人埼玉県産業文化センター」及び「公益財団法人埼玉県産業振興公社」の審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部及び各公社から詳

細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、埼玉高速鉄道株式会社について、「本年10月1日に『埼玉県エスカレーターの安全な利用の促進に関する条例』が施行されたが、鉄道利用者にはどのように周知をしているのか。また、鉄道利用者の利用状況はどうなっているのか」との質問に対し、「ポスターやデジタルサイネージ、エスカレーター前の放送装置等を用いて周知している。利用状況については、エスカレーターでは立ち止まることが浸透している一方で、右側が空き、左側が混雑するという課題が出てきた。今後は左右2列で並んで利用していただけるよう取り組んでいきたい」との答弁がありました。

次に、公益財団法人埼玉県産業文化センターについて、「現在、ホール棟が改修工事中であるが、コロナ禍で部品等が入手しにくい状況のようである。どうしても入手が困難な部品等については、代替品を活用するなど、柔軟に調整できないのか」との質問に対し、「工事を施工するに当たって、関係機関で定期的に会議を行っている。その中で十分に協議を重ねて柔軟に対応し、工事に支障がないよう努めていきたい」との答弁がありました。

次に、公益財団法人埼玉県産業振興公社について、「コロナ禍において、原材料や人件費の高騰など中小企業は厳しい状況に置かれているが、どのように支援していくのか」との質問に対し、「中小企業の実況が一段と厳しくなっている中、感染症対策も含めた事業継続計画の策定支援により企業の強靱性を高めていく。また、企業の生産性向上を図るためAI・IoTの活用支援も行っていきたい」との答弁がありました。

このほか、埼玉高速鉄道線の延伸に向けて、活発な論議がなされました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「公社事業の経営・見直しに関する総合的対策」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます、本委員会の報告を終わります。

少子・高齢福祉社会対策 特別委員長報告

副委員長 木下博信



少子・高齢福祉社会対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「少子・高齢社会、地域医療、障害者並びにシニアを含めた人材活用に関する総合的対策」ですが、今回は、「高齢者への支援について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「プラチナ・サポート・ショップの登録店舗数について、全県で2,185件では少ないと思うが、登録店舗数を増加させるためにどのように取り組むのか。また、利用者である高齢者の認知も進んでいない状況であるが、どのように啓発していくのか」との質問に対し、「登録店舗数の拡大に向けて、県はスーパーマーケットなどのチェーン店に協力を依頼し、市町村の生活支援コーディネーターは地域の店舗に対して登録のお願いをしている。しかしながら、コロナ禍の影響で思うような進捗が図られていない状況もあるので、今後、業態別に積極的な働き掛けを行っていく。また、県民への啓発については、ホームページや広報紙などで周知をしているものの、高齢者がホームページの情報へたどり着くことが難しいとの声も聞いている。例えば、生活支援コーディネーターが作成する地域資源マップへの掲載など、様々な機会を捉えて周知していく」との答弁がありました。

次に、「介護人材の確保が難しい中、コロナ禍の影響で失業者は増加している。失業者を介護業界へつなげていくためにどのような支援を行っているのか」との質問に対し、「介護未経験者から相談を受けたり、研修を実施するなど、介護業界へ就職するまでの一貫した支援を行っている。今年度はコロナ禍の影響も考慮し、市町村の生活困窮者窓口とも連

携してPRするなど、多くの方の就職につなげられるよう取り組んでいる」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げますが、「少子・高齢社会、地域医療、障害者並びにシニアを含めた人材活用に関する総合的対策」につきましましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

経済・雇用対策 特別委員長報告

副委員長 宇田川幸夫



経済・雇用対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「中小企業の振興、先端産業の推進、企業誘致及び働き方改革の推進を含めた雇用に関する総合的対策」ですが、今回は、「雇用対策と働き方改革の推進について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「障害者雇用総合サポートセンターの精神障害者に対する支援状況はどのようになっているか」との質問に対し、「同センターでは、精神障害者の支援のために、精神障害者雇用アドバイザーと精神保健福祉士によるチーム支援を行っている。このチームを企業へ派遣し、従事可能な業務の切り出しなどのアドバイスを行うとともに、精神保健福祉士からは精神障害者雇用に関する配慮事項のアドバイスを行っている。同センターの支援により、昨年度は183人、今年度は10月までに111人の精神障害者の方が企業に採用されている」との答弁がありました。

次に、「多様な働き方実践企業認定制度について、県が認定企業に付与するインセンティブには、どのようなものがあるのか」との質問に対し、「現在、

県の建設工事の入札参加資格申請時に、認定企業へ一律10点を加点している。また、総合評価方式による建設工事請負入札時には、シルバー認定企業に0.5点を、ゴールド及びプラチナ認定企業に1点を加点している。このようなインセンティブがあることにより、建設業の認定申請が増加している。これらのメリットを周知しながら、新規認定や認定企業の上位区分へのステップアップにつなげていきたい」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「中小企業の振興、先端産業の推進、企業誘致及び働き方改革の推進を含めた雇用に関する総合的対策」につきましても、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げまして、本委員会の報告を終わります。

危機管理・大規模災害対策 特別委員長報告

副委員長 安藤友貴



危機管理・大規模災害対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「大規模災害等に係る応急・防災対策及び災害支援に関する総合的対策」であります。今回は、「災害に強い県土づくりについて」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「無電柱化事業について、令和2年度から令和8年度までに8.2km整備をするとのことだが、事業の加速化は検討しているのか」との質問に対し、「無電柱化事業は、設計段階から東京電力やNTTなどの電線管理者、上下水道、ガスなどの占有者との調整が繰り返し必要となる。また、施工段階においては、支障となる埋設物の移設や、電力通信の供給工事を段階的に行う必要がある。県としても、無電柱化事業は防災性の向上に大きく寄与するため、

引き続き、各管理者等との調整を早期に行い、少しでも事業期間の短縮が図れるよう努めていきたい」との答弁がありました。

次に、「水害対策における貯留機能の活用について、県では、市が実施する校庭貯留と田んぼダムの数や貯留する水の容量などを把握しているのか」との質問に対し、「校庭貯留については、行田市が小学校4校で整備を予定している。容量については、現在、設計を進めている。田んぼダムについては、行田市が忍川の流域での実施に向けて検討しており、具体的な数値の積み上げについて調整中である」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「大規模災害等に係る応急・防災対策及び災害支援に関する総合的対策」につきましても、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げまして、本委員会の報告を終わります。

人材育成・文化・スポーツ振興 特別委員長報告

副委員長 松澤正



人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「人材育成、教育改革、文化及びスポーツの振興並びに東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に関する総合的対策」であります。今回は、「スポーツの振興について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「プラチナキッズサテライトの対象者は、プラチナキッズの選考から漏れたものの、一定の水準以上の能力を持つ子供となっている。そのような子供は、ステージが変わらない限り、プラチナキッズの対象にはなれないが、子供の能力は様々な要因で伸びるため、その可能性を踏まえた柔軟な考え方

ができないのか」との質問に対し、「子供の可能性を固定し、芽を摘んでしまうようなことがあってはならないと考えている。そこで、各種スポーツ団体と連携を図りながら幅広い視点で子供の能力の可能性を伸ばせるよう努めていきたい」との答弁がありました。

次に、「上尾市に整備予定のスポーツ科学拠点施設は、本県のアスリートにとって重要な施設になる。この施設でしかできないことと各地域の施設でできることを確認し、連携することが重要だと考えるがいかか」との質問に対し、「スポーツ科学拠点施設と同様の機能を備えている大学や研究機関と連携を図り、県民の利便性を考えれば、身近にある施設で測定した結果をスポーツ科学拠点施設で集約し、分析や活用していくことが理想だと考えている。そうした連携やデータの活用がスムーズに行えるよう、現時点からデータの蓄積や連携先の確保に努めている」との答弁がありました。

次に、「アスリートの就職支援について、アスリートが安心して生活をしながら競技を続けられるために、県は就職受入れ先企業を増やすよう、どのような取組を行っているか」との質問に対し、「県内の経済団体の会合に職員が出向いて制度の説明を行い、また、金融機関に取引先等へのチラシの配布を依頼するなど地道な取組を進めている」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「人材育成、教育改革、文化及びスポーツの振興並びに東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に関する総合的対策」につきましても、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

新型コロナウイルス感染症対策 特別委員長報告

委員長 小島 信 昭



新型コロナウイルス感染症対策特別委員会におけ

る審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「新型コロナウイルス感染症対策等に関する件」であります。今回は、「第6波への備え」について審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「各市町村へのワクチンの配布について、来年2月の接種分から55対45の割合でファイザー社製と武田/モデルナ社製が配布されると聞いている。前回までは、ほぼファイザー社製が配布されていたと認識しているが、市町村職員や県民は、副反応を含めて交互接種に対する安全性や有効性について不安を感じている。混乱を避けるために十分な説明が必要と思うが、どうか」との質問に対し、「市町村職員や地元の医師も不安に思われていることは承知している。県では、国からの通知後に、速やかに市町村説明会を実施し、体制整備を依頼した。また、武田/モデルナ社製のワクチン接種について、医師に対しても、医師会が参加する説明会に職員を派遣し、武田/モデルナ社製のワクチンの安全性等について説明したところ、医師からは『武田/モデルナ社製ワクチンの安全性や有効性について理解し、接種に協力したいと思うが、県民が少し不安を持っているのでPRしてほしい』という意見があった。そこで、先月知事が堀内詔子ワクチン接種推進担当大臣に面会したときに、国民に対して武田/モデルナ社製の有効性についてしっかりとPRしていただきたいと要望したところである。また、国から示された国民向けのリーフレットなども使いながら、安全性や有効性について、県民にPRしていきたいとの答弁がありました。

次に、「新型コロナウイルス感染患者の受入れにより、医療機関の経営状況がひっ迫している」と聞いている。県内では104の医療機関で受入れを行っているが、こうした医療機関の個々の経営状況を把握しているのか」との質問に対し、「日本病院会や全日本病院協会に登録している病院の全体の経営状況は把握している。また、個々の病院について、救命救急センターや周産期医療センターを有する病院の経営状況は確認しているが、それ以外の病院につい

では確認していない。ただ、非常に厳しい経営状況であることは理解しているので、国に対して、しっかりと財政支援を行っていただきたいと要望している」との答弁がありました。

次に、「医療機関ごとの病床使用率にばらつきがあった。今回、見直しを行った病床確保計画では、8割の病床使用率となっているが、本計画の実効性がしっかりと担保できるのか」との質問に対し、「第5波では、本年8月21日の病床使用率が最大で、72.4%であったが8割には達していない。第6波への対応として、8割以上の病床使用率を目安とする受入れ条件を書面で締結したほか、県としても、今後は入院調整のルールを各医療機関に周知していく。また、軽症用ベッドの有効利用を図るため、調整本部で重症患者の転院を調整することも予定している。このようなことを組み合わせて、病床使用率の向上を図っていく」との答弁がありました。

次に、「ワクチンの保管について、低温での保管など特別な管理が必要であるが、何らかの理由でワクチンが廃棄されていると聞いている。県として市町村のワクチン廃棄量をどのように把握しているのか」との質問に対し、「大量の廃棄が生じた場合には、市町村から県に報告があり、9月以降6市町から大量廃棄の報告を受けた。注意すれば防げる事例もあるので、報告した市町には厳重に注意し、そのほかの市町村に対しても説明会などを通じて、注意喚起を行っている。今後、3回目の接種を進めるに当たり、貴重なワクチンの大量廃棄が生じることがないように、市町村に対し、管理について、再度注意を徹底していく」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「新型コロナウイルス感染症対策等に関する件」につきましても、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

議案の審議結果

令和3年12月定例会議案審議結果一覧表

(単位 件)

12月定例会では、知事から提出された議案及び議員から提出された議案計44議案について、21日間にわたり熱心な審議が行われ、12月22日に議決された。議案の要旨と議決結果は次のとおりである。

種類	結果	原案可決	修正可決	認定	承認	同意	合計
予算		5					5
条例		4					4
事件		11	1	2	1	12	27
意見書・決議		8					8
計		28	1	2	1	12	44

知事提出議案

議案番号	件名	要旨	議決結果
118	埼玉県5か年計画の策定及び埼玉県防犯のまちづくり推進計画等の変更について	埼玉県5か年計画の計画期間が令和3年度で終了することから、新たな5か年計画を策定し、それに伴い個別計画を変更しようとするものである。	修正可決
119	令和2年度埼玉県の一般会計及び特別会計決算の認定について	<p>一般会計歳入歳出決算</p> <p>予算現額 2兆4,940億 125万9,963円</p> <p>収入済額 2兆2,409億2,347万8,335円</p> <p>支出済額 2兆2,017億6,933万7,802円</p> <p>翌年度へ繰り越すべき財源 120億 695万 555円</p> <p>実質収支額 271億4,718万9,978円</p> <p>前年度実質収支額 51億2,040万 874円</p> <p>単年度収支額 220億2,678万9,104円</p> <p>特別会計歳入歳出決算</p> <p>予算現額 1兆2,310億3,626万6,230円</p> <p>収入済額 1兆2,268億2,233万5,488円</p> <p>支出済額 1兆2,047億3,418万5,383円</p> <p>翌年度へ繰り越すべき財源 3億3,273万2,693円</p> <p>実質収支額 217億5,541万7,412円</p> <p>前年度実質収支額 104億7,889万 583円</p> <p>単年度収支額 112億7,652万6,829円</p>	認定

120	令和2年度埼玉県公営企業会計決算の認定について	令和2年度埼玉県病院事業会計決算 令和2年度埼玉県工業用水道事業会計決算 令和2年度埼玉県水道用水供給事業会計決算 令和2年度埼玉県地域整備事業会計決算 令和2年度埼玉県流域下水道事業会計決算	認 定
151	令和3年度埼玉県一般会計補正予算（第12号）	歳入歳出予算補正額 36億1,663万円 累計額 2兆5,992億4,235万8千円 繰越明許費の補正 追加 17件 変更 13件 債務負担行為の補正 追加 15件 変更 8件	原案可決
152	令和3年度埼玉県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	歳入歳出予算補正額 69億1,158万5千円 累計額 6,163億5,208万3千円	原案可決
153	令和3年度埼玉県工業用水道事業会計補正予算（第1号）	債務負担行為の補正 追加 1件	原案可決
154	令和3年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第1号）	債務負担行為の補正 追加 1件	原案可決
155	知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	市町村への権限移譲の推進を図るため、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとし、及び規定を整備しようとするものである。	原案可決
156	埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例	長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等の額を改定するとともに、認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料の額を定め、証紙による収入の方法により徴収しようとするものである。	原案可決

157	埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例	鉄砲刀剣類所持等取締法の一部改正に伴い、クロスボウの所持の許可を受けようとする者等から徴収する手数料の額を定め、証紙による収入の方法により徴収しようとするものである。	原案可決
158	専決処分の承認を求めることについて（控訴の提起）	接見妨害に関する国家賠償請求事件の判決に不服のため、緊急に控訴する必要が生じ、専決処分したことについて、承認を求めるものである。	承認
159	工事請負契約の締結について	工 事 名 社会資本整備総合交付金（河川） 工事（庄兵衛堀川・導排水路工） 施 工 箇 所 一級河川庄兵衛堀川 久喜市菖蒲町台ほか2箇所 履 行 期 限 令和5年3月31日 請 負 金 額 7億5,011万900円 請 負 業 者 株式会社ユーディケーほか1社	原案可決
160	財産の取得について	財産の種類 物品 財産の内容 抗インフルエンザウイルス薬 取 得 金 額 1億1,092万4,924円 契約の相手方 塩野義製薬株式会社	原案可決
161	当せん金付証票の発売について	公共事業等の費用の財源に充てるため、全国自治宝くじ及び関東・中部・東北自治宝くじを発売しようとするものである。	原案可決
162	指定管理者の指定について	上尾運動公園の管理に関し、指定管理者を指定しようとするものである。	原案可決
163	指定管理者の指定について	羽生水郷公園の管理に関し、指定管理者を指定しようとするものである。	原案可決
164	指定管理者の指定について	春日部夢の森公園の管理に関し、指定管理者を指定しようとするものである。	原案可決
165	指定管理者の指定について	特別県営住宅（加須南大桑住宅）の管理に関し、指定管理者を指定しようとするものである。	原案可決

166	指定管理者の指定について	特定公共賃貸住宅（加須南大桑住宅）の管理に関し、指定管理者を指定しようとするものである。	原案可決
167	指定管理者の指定について	埼玉県立名栗げんきプラザの管理に関し、指定管理者を指定しようとするものである。	原案可決
168	公立大学法人埼玉県立大学第3期中期目標を定めることについて	地方独立行政法人法第25条第1項の規定による、公立大学法人埼玉県立大学第3期中期目標を定めようとするものである。	原案可決
169	古利根川流域下水道の維持管理に要する経費の関係2市の負担額について	県が行う古利根川流域下水道の維持管理に要する経費について、改めて関係2市が負担すべき金額を定めようとするものである。	原案可決
170	令和3年度埼玉県一般会計補正予算（第13号）	歳入歳出予算補正額 383億1,641万8千円 累計額 2兆6,375億5,877万6千円	原案可決
171	埼玉県教育委員会委員の任命について	埼玉県教育委員会委員抜井晶子の任期は、令和3年12月25日で満了となるが、後任として小林あゆみを任命することについて、同意を得ようとするものである。	同意
172	埼玉県収用委員会委員の任命について	埼玉県収用委員会委員中村達也の任期は、令和3年12月25日で満了となるが、再び中村達也を同委員に任命することについて、同意を得ようとするものである。	同意
173	埼玉県公害審査会委員の任命について	埼玉県公害審査会委員菅沼博文の任期は、令和3年12月21日で満了したが、再び菅沼博文を同委員に任命することについて、同意を得ようとするものである。	同意
174	埼玉県公害審査会委員の任命について	埼玉県公害審査会委員森生子の任期は、令和3年12月21日で満了したが、再び森生子を同委員に任命することについて、同意を得ようとするものである。	同意

175	埼玉県公害審査会委員の任命について	埼玉県公害審査会委員松本宏行の任期は、令和3年12月21日で満了したが、再び松本宏行を同委員に任命することについて、同意を得ようとするものである。	同 意
176	埼玉県公害審査会委員の任命について	埼玉県公害審査会委員に小川優子を任命することについて、同意を得ようとするものである。	同 意
177	埼玉県公害審査会委員の任命について	埼玉県公害審査会委員に長嶺拓夫を任命することについて、同意を得ようとするものである。	同 意
178	埼玉県公害審査会委員の任命について	埼玉県公害審査会委員に高坂祐顕を任命することについて、同意を得ようとするものである。	同 意
179	埼玉県公害審査会委員の任命について	埼玉県公害審査会委員に中野道王を任命することについて、同意を得ようとするものである。	同 意
180	埼玉県公害審査会委員の任命について	埼玉県公害審査会委員に松浦宏昭を任命することについて、同意を得ようとするものである。	同 意
181	埼玉県公害審査会委員の任命について	埼玉県公害審査会委員に安部智子を任命することについて、同意を得ようとするものである。	同 意
182	埼玉県公害審査会委員の任命について	埼玉県公害審査会委員に亀井美登里を任命することについて、同意を得ようとするものである。	同 意

議員提出議案（条例・意見書等）

議第51号議案

埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例（平成10年埼玉県条例第19号）の一部を次のように改正する。
第3条に次の一項を加える。

2 県は、前項の施策を実施するに当たっては、市町村、動物関係団体その他の関係する者と相互に連携を図るものとする。

第3条の次に次の一条を加える。

（飼い主になろうとする者の責務）

第3条の2 飼い主になろうとする者は、動物の飼養に先立ち、当該動物の習性、生理、生態等に関する知識の習得に努めるとともに、飼養する動物を選択する際には、飼養の目的、現在及び将来にわたる生活環境等を考慮し、終生飼養できる動物を選択するよう努めなければならない。

第4条の次に次の一条を加える。

（動物取扱業者の責務）

第4条の2 法第10条第1項の登録を受けた者及び法第24条の2の2の規定による届出をした者は、社会において果たすべき自らの役割を認識して、関係法令を遵守することはもとより、動物に関する最新の知識の習得及び情報の発信に主体的に取り組むよう努めなければならない。

第6条に次の号を加える。

八 地震、火災等の災害に際して適正な保護及び管理のために必要な準備を行うよう努めるとともに、災害が発生したときは、必要な措置を講ずるよう努めること。

第11条の見出し中「犬又は猫」を「犬、猫等」に改め、同条第1項中「第35条第1項本文」の下に「(同条第3項において準用する場合を含む。)」を加え、「又は猫」を「若しくは猫、法第36条第2項の規定により収容した犬、猫等又は第9条第1項の規定により収容した野犬等」に改める。

第17条の2の次に次の2条を加える。

（動物愛護推進員）

第17条の3 知事は、法第38条第1項の規定に基づき、動物愛護推進員を委嘱するものとする。

2 動物愛護推進員は、法第38条第2項各号に掲げるもののほか、次に掲げる活動を行う。

一 県に対し、動物の愛護及び管理に関する施策の推進に資する情報を得たときは、当該情報の提供をすること。

二 飼い主になろうとする者に対し、その求めに応じて、飼養の目的、生活環境等に適した動物の選択に関して必要な助言をすること。

（財政上の措置）

第17条の4 県は、動物の愛護及び管理に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

原案可決

哀悼決議

埼玉県議会木下高志議員の逝去を悼み、謹んで御冥福を祈る。

以上、決議する。

令和3年12月22日

埼玉県議会

原案可決

動物の適正な飼養確保に関する意見書

国は、動物取扱業の更なる適正化や動物の不適切な取扱いへの対応の強化などを図るため、令和元年に動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）を改正し、段階的に施行している。

本年6月には、動物取扱業者が動物の飼養及び保管を行うにあたり、動物にとって必要な運動や休息を確保できるような施設・設備の数値などをはじめとする飼養管理基準が具体化された。

第一種・第二種動物取扱業者は、新たな飼養管理基準に従い、犬・猫のケージ等について、設備投資が必要となった。さらに、従業員1人当たりの犬・猫の飼養保管頭数に上限が設けられるなど、業者には大きな負担が発生している。

また、動物の適正な飼養の推進に関しては、民間の動物愛護団体や個人などのボランティアが担う役割が大きくなっているものの、その活動に係る費用の多くは自己負担となっており、継続性等に課題がある。

そして、令和4年6月から、犬猫等販売業者に対し、販売する犬・猫に個体識別のための情報を記録したマイクロチップの装着やデータベースへの飼い主情報の登録が義務化される。

マイクロチップの普及が進めば、迷子の場合などに所有者が判明しやすくなり、引き取った犬・猫の返還が速やかに行われることで、殺処分数が減少すること等が期待される。しかしながら、ISOに準拠していないマイクロチップが一部で流通しており、犬・猫を保護した行政機関や動物病院などに配備されているリーダーではデータを読み込めない事態が発生している。

国は、今後、マイクロチップ本体の基準を定めることとしているが、基準が混在した状態では、装着義務化の効果が十分に発揮されない恐れがある。

ところで、人気の高い品種の犬・猫は、いずれも突然変異で生まれた個体の特徴が目され、品種改良によって当該特徴が固定化されて作り出された品種であり、純血種の維持や人気品種の大量出荷を目的としたブリーダーなどによる近親交配の結果、特定の遺伝子を原因とした疾患を持つ犬・猫が生まれる問題が発生している。

遺伝性疾患を持つ犬・猫は、短命であったり、体の一部が奇形であったりすることが多く、犬・猫にとっても、飼い主にとっても不幸な結果となる。近年では、ペットショップなどの事業者による取組として、独自に犬・猫の遺伝子検査を行う等の個別対策にとどまっており、一律の遺伝子検査の義務化が必要である。

そして、動物の虐待事例など地方自治体が緊急的に一時保護する必要がある場合であっても、飼い主の同意がない限り対応が困難である。

加えて、動物には公的な健康保険制度がなく、怪我や病気になった際の治療費は飼い主の全額負担であることから、その負担は大きなものとなっている。しかし、ペット保険に加入していれば、怪我などの際の飼い主の経済的負担は大幅に軽減され、適切な治療を受けることが可能となっている。

よって、国においては、動物愛護管理法の改正に伴い負担が生じる動物取扱業者等を支援するとともに、動物の適正な飼養の確保等を図るため、下記の事項を速やかに実施するよう強く要望する。

記

- 1 動物愛護管理法改正に対応する動物取扱業者への財政上の支援を行う地方自治体に対し、国が財政上の支援を図ること。
- 2 動物愛護団体等へのインセンティブ付与などに対する財源の確保に向けて検討すること。
- 3 マイクロチップ本体の基準を定める際に、動物ID普及推進会議（AIPO）の使用するISOに準拠したものとする。
- 4 事業者に対し、販売する犬・猫への遺伝子検査とその遺伝子検査に係る費用を助成する仕組みを整備するために十分な検討を行うこと。
- 5 動物の虐待など地方自治体が必要と認めた場合には、動物を一時的に保護できるよう法制度を整備すること。
- 6 動物の飼い主に対し、ペット保険の加入促進を図るとともに、ペットショップなどの事業者で加入を勧めるなどの施策を実施すること。
- 7 欧州ではブリーダーや保護施設などからの犬・猫の購入や譲渡が主流となりつつあること等を踏まえ、ペットショップについてはそのあり方、ブリーダーについては優良事業者のための国家資格の創設などについて検討すること。また、第一種・第二種動物取扱業者に対する免許制の導入を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月22日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
環境大臣

様

原案可決

議第54号議案

再生資源物の屋外保管施設の立地規制等に係る法整備を求める意見書

我が国は主要な資源の大部分を輸入に依存しているため、大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済システムから、資源を再利用する循環型経済システムへの移行・進展が持続的な発展に不可欠である。

国は、いわゆる資源有効利用促進法や小型家電リサイクル法などを制定し、製造等事業者に対し、小型家電やリチウム蓄電池などの再生資源物の回収や再資源化を義務付けるとともに、製品の省資源

化や長寿命化などを促し廃棄物の発生抑制を行ってきた。

近年、再生資源物の屋外保管施設において、鉛等の有害物質を含む電気電子機器等のスクラップが、環境保全措置が十分に講じられないまま破碎や保管されることにより、火災や有害物質漏出などの環境問題が頻発している。

廃棄物に関する規制に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）が存在する一方で、再生資源物の保管又は処分を業として行う者に対する許可制度がなかった。そのため、国は、平成29年に、廃棄物処理法を改正し、スクラップのうち有害な特性を有する使用済みの機器（以下「有害使用済機器」という。）の保管又は処分を業として行う者に対し、知事への届出や保管・処分等の基準の遵守を義務付ける制度を設けた。

しかしながら、規制対象となる有害使用済機器は、家電32品目に限定されており、また、業務用の機器や、かつては有害使用済機器であったものでも破碎され形状が変化した場合などは、法令の規制対象外となっている。

規制対象外の再生資源物が集積された屋外保管施設においては、堆積物の崩落、自然発火、雨水の浸入による汚水流出などの発生リスクが極めて高く、さらには、操業に伴う騒音、振動、悪臭の発生などと合わせ、地域住民の安全や生活環境の保全に対する重大な脅威となっている。

よって、国においては、国民の安全や生活環境の保全を図るため、下記の事項を速やかに実施するよう強く要望する。

記

- 1 現行法制度における規制対象外の再生資源物が集積された屋外保管施設について、法による立地規制を速やかに制度化すること。
- 2 再生資源物の保管又は処分を業として行う者に対する許可制度の創設を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月22日

埼玉県議会議長

衆議院議長	}	様
参議院議長		
内閣総理大臣		
経済産業大臣		
国土交通大臣		
環境大臣		

原案可決

議第55号議案

幼稚園教諭・保育士の定期的な救命講習受講の義務化を求める意見書

就学前の乳幼児の教育・保育現場における事故が年々増加している。国の統計によれば、令和2年中に幼稚園や保育所などの全国の教育・保育施設で発生した死亡事故及び重篤な事故は2,015件となり、現在の集計方法に変更された平成27年以降で過去最多となった。

このような中、事故を未然に防ぐ、又は、重大事故への発展を防止するためには、コロナ禍であっても安全への対応を万全にするべく、幼稚園・保育所の職員が定期的に救急救命対応の講習を受講す

ることが不可欠である。

よって、国においては、幼稚園・保育所における重大事故の防止を図るため、幼稚園教諭や保育士をはじめとした幼稚園・保育所職員に対して、救命講習の定期的な受講を義務付ける措置を速やかに実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月22日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣

様

原案可決

議第56号議案

不動産登記法第14条第1項に基づく登記所備付地図の早期集中的な整備を求める意見書

不動産登記法第14条第1項の規定により、各登記所には土地の位置及び区画を明確に表す地図（以下「登記所備付地図」という。）を備え付けなければならないこととされている。

登記所備付地図が整備されるまでの間の代替措置として、当該地図に準ずる図面（以下「公図」という。）を備え付けることができることとされているが、この公図は、明治初期の地租改正の際に作成されたものが多いことから正確性に欠け、現況とは異なるため、道路整備事業や土地に対する課税適正化などに支障を来している。

そこで、国土調査法に基づく地籍調査が昭和26年に開始され、その成果に基づいて登記所備付地図が順次整備されてきたが、事業の主要な担い手である市町村において、必要な予算や職員の確保が困難になっていることなどから、その進捗率は令和2年度末で52%にとどまっている。

一方、全国の法務局及び地方法務局では、大都市や地方の拠点都市等における登記所備付地図整備事業が行われている。この事業では、登記官が直接関与すること等により境界がほぼ定まるという成果が上がっており、その一層の実施が日本全土の地図整備に資することが期待されている。

登記所備付地図が整備される効果としては、公共事業の円滑化・コスト削減、災害復旧の迅速化、土地に対する課税の適正化・公平化などが挙げられる。

よって、国においては、登記所備付地図整備事業における単年度当たりの実施範囲等を大幅に拡大するとともに、全国の登記所備付地図が整備されるまでの工程表を示し、継続的に予算化を図るよう重ねて強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月22日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣

様

原案可決

議第57号議案

特定健康診査への歯科健康診査の導入を求める意見書

特定健康診査（以下「特定健診」という。）は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、国民の死亡原因の約6割を占める生活習慣病の予防のために、40歳から74歳までの者を対象に毎年実施されている。

特定健診の結果によって、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による予防効果が多く期待できる者に対して、保健師や管理栄養士などの専門スタッフが特定保健指導として生活習慣を見直すサポートを行っている。

そもそも生活習慣病は、バランスの取れた食生活や適度な運動習慣を身に付けることにより予防することが可能である。ところが、むし歯や歯周病、歯の喪失などの歯科口腔に関わる疾患等によりそしゃく機能や口腔機能が低下した場合には、野菜等の摂取は減少する一方で、脂質やエネルギーの摂取量が増加することで、肥満につながり生活習慣病のリスクが高まることが指摘されている。

一方で、誤嚥性肺炎や口腔がんなどの重大疾患及びフレイルは、歯科健康診査（以下「歯科健診」という。）を受け、適切な口腔ケア等を行うことにより予防できるものもある。

現在、40歳から74歳までの者を対象とした歯科健診は、健康増進法に基づく歯周疾患検診及び健康保険組合等が独自に実施する健康診査に委ねられているが、その実施状況が不十分であることが課題となっている。

令和元年度における特定健診の受診者数は約2,994万人にのぼり、歯周疾患検診の受診者数である約36万人の84倍に相当する。したがって、特定健診に歯科健診を導入することで、特定保健指導の効果とも併せて、口腔の健康の増進につながり、ひいては国民の生活習慣病の予防に関して大きな成果を上げることが期待できる。

よって、国においては、国民の生活習慣病の予防に資するため、特定健診に歯科健診を導入するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月22日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣

様

原案可決

学校施設への空調設備の整備促進を求める意見書

近年、全国各地で記録的な暑さを更新するなど、夏の暑さが厳しくなっている。児童生徒が学校内で熱中症になる事例も多い。

国の調査では、空調設備改修後に教育環境の向上が見られるとの結果も出ている。

また、新型コロナウイルス感染症対策のため、児童生徒が長時間を過ごす学校内においても、こまめな換気や温度調節が求められており、空調設備の早急な整備が不可欠となっている。

昨今、体育館等が避難所として指定されている学校も多くあり、過酷な避難所環境では災害関連死につながる危険性も大きい。

本年8月に国の有識者会議がまとめた「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」の中間報告では、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止、熱中症対策等の視点から、冷暖房設備等の整備を積極的に推進する必要がある。また、地域の避難所となる体育館の空調設備の整備についても、断熱性能を確保した上で推進していくことが重要である。」旨報告された。

しかしながら、令和2年9月現在の全国の小・中学校への空調設備の設置率は、普通教室では92.8%と相当程度進んだものの、特別教室は55.5%、体育館に至っては5.3%と非常に低くなっている。また、高等学校については、普通教室では87.0%、特別教室で46.8%、体育館で3.3%と小・中学校よりも更に低い設置率となっている。

国は、小・中学校の空調設備を含む大規模改造事業の補助率を3分の1としており、補助率が低いために設置が進んでいない。また、高等学校は補助の対象外とされている。

よって、国においては、児童生徒が安全に、また安心して学校生活を送れるようにするため、耐震化、老朽化対策、防災対策等と同時に、全ての学校、特に特別教室や体育館において空調設備の整備を進めるべく下記の事項を速やか実施するよう強く要望する。

記

- 1 小・中学校については、補助率の引き上げなどの支援を強化すること。
- 2 高等学校についても、小・中学校と同様な学習環境の整備が求められているとともに、災害時には地域住民の避難所となることから、体育館等を含めた学校施設における空調設備を補助対象とし、併せて空調設備に係る光熱水費の普通交付税措置などを充実させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月22日

埼玉県議会議長

衆	議	院	議	長	} 様	
参	議	院	議	長		
内	閣	総	理	大		臣
財		務		大		臣
総		務		大		臣
文	部	科	学	大		臣

原案可決

北朝鮮による拉致問題に対する理解を深めるための取組の更なる推進等を求める決議

新潟市の中学生だった横田めぐみさんが、下校途中で北朝鮮に拉致されてから44年が経過した。当時13歳だっためぐみさんは57歳になり、家族と引き離され人生の大半を北朝鮮の地で過ごしている。北朝鮮による拉致被害者家族連絡会初代代表を務めためぐみさんの父、横田滋さんは、遂に娘に再会することが叶わず、昨年6月に87歳で永眠された。さらに、拉致被害者の田口八重子さんの兄で、家族連絡会代表を務めた本県在住の飯塚繁雄さんが、本年12月に83歳で永眠された。

拉致被害者及び特定失踪者本人やその家族は、高齢の方も多くなっている中、拉致被害者等全員の帰国を実現するためには、この拉致問題に対し、政府の対応のみならず、継続的な国民運動として広く展開させ、県庁全体としての取組により県民の問題意識を高めることも重要である。

家族連絡会と北朝鮮に拉致された日本人を救出するための全国協議会は、アニメ「めぐみ」の学校上映拡大を運動方針の重点項目として取り組んでいる。

一方、国は本年4月、都道府県教育委員会等に対し、アニメ「めぐみ」や映画「めぐみ」を学校等において上映を促進するために「北朝鮮当局による拉致問題に関する映像作品等の活用促進について」の依頼通知を発出し、学校等の関係機関に周知することを求めている。

言うまでもなく、拉致問題は非道な人権侵害であるとともに、我が国の主権を踏みにじるものであり、国家の責任において解決すべき喫緊の課題であるため、継続的な啓発を図り、広く国民が認識して共有すべき問題である。

よって、本県議会は、児童生徒をはじめ県民が拉致問題について深く認識し、人権問題として考える契機とするため、県において下記の措置を講ずるよう強く求める。

記

- 1 県内の関係機関等において、アニメ「めぐみ」、映画「めぐみへの誓い」等の上映・視聴や拉致問題関連書籍の閲覧等を通じて、北朝鮮による拉致問題に対する理解を深めるための取組を更に推進すること。
- 2 各部局で開催する各種イベントで拉致問題を積極的に取り上げるとともに、関係団体との連携を更に強化して、拉致問題の解決に向けた世論を一層喚起していくこと。

以上、決議する。

令和3年12月22日

埼 玉 県 議 会

原案可決

請願の審査結果

令和3年12月定例会請願審査結果一覧表

(単位 件)

委員会名	継続分	新規分	合計	審査結果							摘要	
				採択	執行部への送付		不採択	継続審査	返戻	審議未了		合計
					(要)	(否)						
議会運営		1	1				1				1	
企画財政												
総務県民生活		1	1				1				1	
環境農林												
福祉保健医療												
産業労働企業		1	1				1				1	
県土都市整備												
文教		1	1				1				1	
警察危機管理防災												
合計		3	3				3				3	

総務県民生活委員会

(新規分)

議請番号	件名	請願者	審査結果
4	教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育をもとめる私学助成についての請願	埼玉私学助成をすすめる会 代表 宮野 恭子 ほか32,703人	不採択

産業労働企業委員会

(新規分)

議請番号	件名	請願者	審査結果
6	麻生財務大臣も見直しが必要と認めた家族専従者の働き分を認めない所得税法第56条の廃止を求める請願	埼玉県商工団体連合会婦人部協議会 会長 五十嵐 美恵子 ほか38団体 1,613人	不採択

文教委員会

(新規分)

議請番号	件名	請願者	審査結果
5	2021年度 ゆきとどいた教育をすすめるための請願	ゆきとどいた教育をすすめる教育埼玉署名実行委員会 代表 北村 純一 ほか38,117人	不採択

陳情受付状況

番号	受付年月日	件名	陳情者
32	3.10.8	「条例の制定を県議会に提案したが議論もされない」	さいたま市岩槻区掛572-2 吉田 佳夫
33	3.11.1	「スクラップヤードの許可制の条例制定」	さいたま市岩槻区掛572-2 吉田 佳夫
34	3.11.1	訪問看護について	個人
35	3.11.15	「テクノロジー犯罪」へのご理解と法整備・被害者救済を求める陳情書	東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号 東西館ビル本館47号室 特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク 理事長 石橋 輝勝
36	3.11.15	「嫌がらせ犯罪」へのご理解と法整備・被害者救済を求める陳情書	東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号 東西館ビル本館47号室 特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク 理事長 石橋 輝勝
37	3.11.16	交通規制標識の設置について	鴻巣市ひばり野1-10-19 植竹 恵次
38	3.11.16	一方通行区間の規制標識等について	鴻巣市ひばり野1-10-19 植竹 恵次
39	3.11.16	交通規制について（苦情申出）	鴻巣市ひばり野1-10-19 植竹 恵次
40	3.11.16	「とおり」について	鴻巣市ひばりの1-10-19 植竹 恵次
41	3.11.22	特別支援学校の教室・学校不足の抜本的解消をはじめとした教育条件の整備について	さいたま市浦和区高砂3-12-24 埼玉県教育会館6階（埼玉県高等学校教職員組合内） 埼玉県の特別支援学校の「教室不足」を考える会 代表 白井 道代

番号	受付年月日	件名	陳情者
42	3.11.24	エスカレーターの事故について、全県での大々的な調査を求める陳情	個人
43	3.11.24	エレベーターの㊦字設置、およびエスカレーターの高速化に係る陳情	個人
44	3.12.2	1,000年前の秩父市下吉田の鶴窪（つるがくぼ）城跡小暮城跡を国の史跡に推挙いただきたい	秩父市日野田町2-4-31 内藤 定芳

閉会中における特定事件一覧表

(令和3年12月定例会)

(議会運営委員会)

- 1 2月定例会会期予定について
- 2 2月定例会の質疑質問について
- 3 議会に関する条例、規則に関することについて
- 4 特別委員会の設置及び変更に関することについて
- 5 委員の選任及び所属変更に関することについて
- 6 執行機関の附属機関等の委員の推薦について
- 7 報道機関の取材に関することについて
- 8 その他議会運営に関することについて

(企画財政委員会)

- 1 県行政の総合的企画及び調整について
- 2 歳入の確保について
- 3 行政改革の総合的な推進について
- 4 行政組織及び定数管理について
- 5 情報化の推進について
- 6 地方分権の推進について
- 7 市町村行財政の充実について
- 8 地域の総合的な整備の推進について
- 9 土地及び水政策の総合的な推進について
- 10 交通政策の推進について
- 11 公金の出納・保管状況について

(総務県民生活委員会)

- 1 職員の待遇改善について
- 2 情報公開制度の施行状況について
- 3 政治倫理について
- 4 私学の振興について
- 5 県税に関することについて
- 6 県有財産の管理状況について
- 7 入札・契約制度について
- 8 県営競技事業の施行状況について
- 9 広聴広報について
- 10 NPO活動及びコミュニティ活動の推進について
- 11 人権施策の推進について
- 12 県民文化の推進について
- 13 国際交流の推進について

- 14 青少年対策について
- 15 スポーツの振興について
- 16 男女共同参画の推進について
- 17 消費生活の安定・向上について
- 18 交通安全対策について
- 19 防犯のまちづくりの推進について

(環境農林委員会)

- 1 環境保全対策の推進について
- 2 廃棄物対策について
- 3 自然の保護及び緑化対策について
- 4 地球環境の保全の推進について
- 5 農林水産業の振興について
- 6 農林水産物の価格安定及び流通機構の整備について
- 7 農林水産物の品質及び安全性の確保について
- 8 農林災害対策について
- 9 農村の生活環境の整備について
- 10 農林水産業関係団体の指導について
- 11 試験研究機関の整備について

(福祉保健医療委員会)

- 1 社会福祉施設の整備拡充について
- 2 社会保障制度の充実について
- 3 児童福祉の推進について
- 4 高齢者福祉の推進について
- 5 障害者福祉の推進について
- 6 健康の保持・増進体制の充実について
- 7 疾病の予防・治療対策の推進について
- 8 地域医療体制の整備拡充について
- 9 環境衛生・食品衛生の推進について
- 10 医薬品などの安全対策の推進について

(産業労働企業委員会)

- 1 労働条件の向上及び労働福祉施策の充実について
- 2 労使関係の安定確立対策について
- 3 職業能力開発体制の整備拡充について
- 4 雇用対策の推進について
- 5 商工業の振興について
- 6 中小企業金融対策について
- 7 産地産業の振興について
- 8 観光資源の利用促進について
- 9 商工関係団体の指導について
- 10 試験研究機関の整備について
- 11 科学技術の振興について
- 12 工業用水道事業の実施状況について
- 13 水道用水供給事業の実施状況について
- 14 地域整備事業の実施状況について

(県土都市整備委員会)

- 1 道路事業の推進について
- 2 河川事業の推進について
- 3 ダム及び砂防事業の推進について
- 4 公共用地の取得及び管理について
- 5 建設工事の管理について
- 6 都市計画行政の推進について
- 7 公園の整備及び管理について
- 8 土地取引の適正化について
- 9 建築行政の推進について
- 10 住宅行政の推進について
- 11 営繕事業の実施状況について
- 12 さいたま新都心の整備について
- 13 下水道の整備及び管理について

(文教委員会)

- 1 義務教育の充実について
- 2 高等学校教育の充実について
- 3 特別支援教育の充実について
- 4 生涯学習の推進について
- 5 学校保健教育・体育の充実について
- 6 文化の振興と文化財の保護について
- 7 人権を尊重する教育の推進について
- 8 国際理解教育の推進について
- 9 情報教育の推進について
- 10 環境教育の推進について

(警察危機管理防災委員会)

- 1 警察行政の総合的企画及び調整について
- 2 警察官定員の増加と待遇改善について
- 3 警察施設の整備と管理運営について
- 4 生活安全活動体制の充実について
- 5 地域活動体制の充実について
- 6 刑事警察の強化について
- 7 交通安全施設の整備及び交通指導取締りについて
- 8 消防及び防災の強化について
- 9 危機管理の強化について

閉会中の委員会活動

[目 次]

〔議事堂内委員会〕

決 算	70
5 年 計 画	71

頁

〔議事堂内委員会〕

決算特別委員会

- 1 期 日 令和3年10月21日（木）
- 2 場 所 議事堂第4委員会室
- 3 審査事項

第119号議案「令和2年度埼玉県的一般会計及び特別会計決算の認定について」、執行部から総括説明を受けた後、質疑を行った。

また、引き続き、企画財政部（会計管理者、監査事務局を含む）から概要説明を受けた後、質疑を行った。

-
- 1 期 日 令和3年10月22日（金）
 - 2 場 所 議事堂第4委員会室
 - 3 審査事項

第119号議案「令和2年度埼玉県的一般会計及び特別会計決算の認定について」のうち、総務部（秘書課、人事委員会を含む）及び保健医療部から概要説明を受けた後、質疑を行った。

-
- 1 期 日 令和3年10月25日（月）
 - 2 場 所 議事堂第4委員会室
 - 3 審査事項

第119号議案「令和2年度埼玉県的一般会計及び特別会計決算の認定について」のうち、都市整備部及び福祉部から概要説明を受けた後、質疑を行った。

- 1 期 日 令和3年10月27日（水）
- 2 場 所 議事堂第4委員会室
- 3 審査事項

第119号議案「令和2年度埼玉県的一般会計及び特別会計決算の認定について」のうち、農林部及び教育局から概要説明を受けた後、質疑を行った。から概要説明を受けた後、質疑を行った。

-
- 1 期 日 令和3年10月29日（金）
 - 2 場 所 議事堂第4委員会室
 - 3 審査事項

第119号議案「令和2年度埼玉県的一般会計及び特別会計決算の認定について」のうち、環境部及び県土整備部（収用委員会を含む）から概要説明を受けた後、質疑を行った。

-
- 1 期 日 令和3年11月1日（月）
 - 2 場 所 議事堂第4委員会室
 - 3 審査事項

第119号議案「令和2年度埼玉県的一般会計及び特別会計決算の認定について」のうち、県民生活部及び警察本部から概要説明を受けた後、質疑を行った。

-
- 1 期 日 令和3年11月2日（火）
 - 2 場 所 議事堂第4委員会室
 - 3 審査事項

第119号議案「令和2年度埼玉県的一般会計及び特別会計決算の認定について」のうち、危機管理防災部及び産業労働部（労働委員会を含む）から概要説明を受けた後、質疑を行った。

-
- 1 期 日 令和3年11月11日（木）
 - 2 場 所 議事堂第4委員会室
 - 3 審査事項

第120号議案「令和2年度埼玉県公営企業会計決算の認定について」、病院局、企業局及び下水道局の概要説明を受けた後、質疑を行った。

〔議事堂内委員会〕

5 か年計画特別委員会

- 1 期 日 令和3年11月4日（木）
- 2 場 所 議事堂第4委員会室
- 3 審査事項

第118号議案「埼玉県5か年計画の策定及び埼玉県防犯のまちづくり推進計画等の変更について」、執行部から針路1～3の施策の概要説明を受けた後、質疑を行った。

-
- 1 期 日 令和3年11月10日（水）
 - 2 場 所 議事堂第4委員会室
 - 3 審査事項

第118号議案「埼玉県5か年計画の策定及び埼玉県防犯のまちづくり推進計画等の変更について」、執行部から針路4～6の施策の概要説明を受けた後、質疑を行った。

-
- 1 期 日 令和3年11月17日（水）
 - 2 場 所 議事堂第4委員会室
 - 3 審査事項

第118号議案「埼玉県5か年計画の策定及び埼玉県防犯のまちづくり推進計画等の変更について」、執行部から針路7～9の施策の概要説明を受けた後、質疑を行った。

-
- 1 期 日 令和3年11月19日（金）
 - 2 場 所 議事堂第4委員会室
 - 3 審査事項

第118号議案「埼玉県5か年計画の策定及び埼玉県防犯のまちづくり推進計画等の変更について」、執行部から針路10～12の施策の概要説明を受けた後、質疑を行った。

議 会 日 誌

(本会議・委員会等)

月 日	件 名
10月21日	議事堂内委員会（決算）
22日	議事堂内委員会（決算）
25日	議事堂内委員会（決算）
27日	議事堂内委員会（決算）
29日	議事堂内委員会（決算）
11月1日	議事堂内委員会（決算）
2日	議事堂内委員会（決算）
4日	議事堂内委員会（5か年計画）
10日	議事堂内委員会（5か年計画）
11日	議事堂内委員会（決算）
17日	議事堂内委員会（5か年計画）
19日	議事堂内委員会（5か年計画）
25日	議会運営委員会
12月2日 ～22日	12月定例会

(その他)

月 日	場 所	件 名
10月20日	オンライン 開催	全国都道府県議会議長会委員会
10月28日	オンライン 開催	全国都道府県議会議長会定例総会
11月1日	書面開催	関東甲信越1都9県議会議長会議
11月15日	愛知県	13都道府県議会議長会議
11月15日	書面開催	地すべりがけ崩れ対策都道府県議会協議会総会
11月15日 ～16日	オンライン 開催	第21回都道府県議会議員研究交流大会

請願は私たちの権利です

請願は、国や県や市町村に私たちの声を反映させるための制度で、憲法上全ての人に保障されている権利です。

県議会議員の紹介があれば、県議会に請願をすることができます。議会開会日までに提出されたものは、その議会で審議し、その後提出されたものは、次の議会で扱います。

紹介をお願いしようとする議員には、お早めに御相談ください。

詳しくは、埼玉県議会事務局議事課へ
(直通 048-830-6238)

本会議を傍聴しませんか

本会議は、いつでも、誰でも傍聴することができます。

傍聴を希望される方は、議事堂4階の傍聴者受付で傍聴券を受け取り、入場してください。

傍聴席は現在216席あり、うち31席は車椅子の方も傍聴いただけるよう移動式となっています。



詳しくは、埼玉県議会事務局議事課
(直通 048-830-6238)
又は埼玉県議会ホームページ「傍聴のご案内」へ

県議会ホームページ

定例会概要や会議録検索、議員名簿など、県議会の情報を掲載しています。また、本会議の様様をインターネット中継で配信するほか、議会運営委員会、常任委員会、特別委員会の会議録の概要も公開しています。

各種検索サイト から で

メールマガジン埼玉県議会

定例会の会期予定や議決の概要など、県議会の最新情報をお届けしています。また、議事堂を彩る生け花を写真で紹介しています。

*HTML版とテキスト版のほか、ショートテキスト版（スマートフォンや携帯電話向け）で配信しています。

*登録は、県議会ホームページから。



埼玉県議会だより

主な内容

- 一般質問の主な質疑質問と答弁
- 委員会リポート
- 意見書、決議
- 県議会からのお知らせ など

*埼玉県内にお住まいの方には、新聞折り込みによりお配りいたします。県議会ホームページでも御覧になれます。(点字版やデジー版もあります。)

〈表紙写真〉

「第16回埼玉県議会フォトコンテスト」 入選作品

タイトル「雪の果」

日高市 上山礼子さん撮影
撮影場所 日高市



昨年度実施した第16回フォトコンテストには、1,276点の御応募があり、審査の結果、「埼玉県議会議長賞」や「ベストショット賞」など、26点の入賞作品を決定いたしました。

入賞作品は、埼玉県議会ホームページの「県議会フォトギャラリー」で御覧いただけます。



埼玉県のマスコット 埼玉県のマスコット
「コバトン」 「さいたまっち」